

(第一類 第八号)

第一百三十六回国会
衆議院

農林水産委員会議録第九号

九

(一一五)

平成八年四月二十四日(水曜日)
午前九時五十二分開議

出席委員

委員長 松前 仰君

理事 鈴木 宗男君 理事 二田 孝治君
理事 松岡 利勝君 理事 仲村 正治君
理事 初村謙一郎君 理事 増田 敏男君
理事 田中 恒利君 理事 井出 正一君
荒井 広幸君 岸田 文雄君 栗原 博久君
栗原 博久君 田中 良太郎君 葉梨 信行君
穂積 良行君 三ツ林弥太郎君 木崎 弘道君
千葉 国男君 畑 美次郎君 畑 美次郎君
煙 英次郎君 宮本 一三君 山岡 賢次君
石橋 大吉君 野坂 浩賢君 小沢 錢仁君
篠瀬 進君 德田 虎雄君

委員の異動
同日 辞任 荒井 広幸君 岸本 光造君
栗原 博久君 七条 明君 千葉 国男君
須藤 一君 堀込 矢上 野呂 忠洋君
森田 一君 須藤 嘉幸君 嘉幸君
野田 東家 須藤 昭彦君 嘉幸君
浜田 松下 忠洋君 嘉幸君
山崎 永井 矢上 野呂 忠洋君
藤田 甲君 須藤 昭彦君 嘉幸君
スミ君 甲君 嘉幸君 嘉幸君

農林水産省食品流通局長 中須 勇雄君
農林水産技術会議室長 山本 敏郎君
農林水産委員会 黒木 敏郎君

委員の異動
同日 辞任 荒井 広幸君 岸本 光造君
栗原 博久君 七条 明君 千葉 国男君
須藤 一君 堀込 矢上 野呂 忠洋君
森田 一君 須藤 嘉幸君 嘉幸君
野田 東家 須藤 昭彦君 嘉幸君
浜田 松下 忠洋君 嘉幸君
山崎 永井 矢上 野呂 忠洋君
藤田 甲君 須藤 嘉幸君 嘉幸君
スミ君 甲君 嘉幸君 嘉幸君

四月十八日
農畜産業振興事業団法案(内閣提出第一四号)
同月十二日
食糧自給率を高める政策に関する請願(藤田ス
ミ君紹介)(第一一八二八号)
同月十六日
食糧の自給率向上等に関する請願(古堅実吉君
紹介)(第一一八八三号)
は本委員会に付託された。

四月十七日

同日 辞任 荒井 広幸君 岸本 光造君
栗原 博久君 七条 明君 千葉 国男君
須藤 一君 堀込 矢上 野呂 忠洋君
森田 一君 須藤 嘉幸君 嘉幸君
野田 東家 須藤 昭彦君 嘉幸君
浜田 松下 忠洋君 嘉幸君
山崎 永井 矢上 野呂 忠洋君
藤田 甲君 須藤 嘉幸君 嘉幸君
スミ君 甲君 嘉幸君 嘉幸君

○松前委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農畜産業振興事業団法案を議題とい
たします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水
産大臣大原一三君。

農畜産業振興事業団法案
(本号末尾に掲載)

○大原國務大臣 農畜産業振興事業団法案につき
まして、その提案の理由及び主な内容を御説明申
し上げます。

畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団
は、これらの設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・
砂糖類の価格安定業務など、各般の業務を行い、
我が国農畜産業と関連産業の健全な発展に重要な
役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、行政改革の推進の一環として、
特殊法人について総合的かつ全般的な見直しを行
つた結果、農産物の価格安定業務の効率的な運営
を図る観点から両事業団を統合することとし、今
回この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。

第一に、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定
事業団を解散し、新たに農畜産業振興事業団を設
立することあります。

第二に、新事業団は、解散する両事業団の一切
の権利及び義務を承継するとともに、これまで兩
事業団が実施してきた業務を基本的に承継するこ

四月十二日
新たな食料・農業・農村基本法制定に関する陳
情書外二十五件(栃木県那須郡南那須町大字大
金二四〇・南那須町議会内永山茂外二十五名(第
一九七号)
酪農畜産政策・価格に関する陳情書外三件(北
海道勇払郡厚真町京町一二〇・厚真町議会内木戸
俊勝外三名(第一一九八号)
ミニマムアクセス米の減反上乗せの見直しに関
する陳情書外二件(徳島県麻植郡川島町川島町
議会内後藤田哲夫外二名(第一一九九号)
新たな国際環境に対応した農業・農村対策の推
進に関する陳情書福岡市博多区東公園七の七
福岡県議会内横田進太(第一一〇〇号)
特定農山村地域の指定に関する陳情書(大津市
御陵町三の一大津市議会内佐野高典)(第二一二
号)
二百海里体制の確立に関する陳情書外四件(富
山市新緑曲一の七富山県議会内千田稔外四名
(第二一二号)
生糸の内外価格差解消に関する陳情書(京都市
上京区下立売通新町西入敷の内町八五の三京都
府議会内小林弘明)(第一一〇三号)
は本委員会に参考送付された。

ととしております。

第三に、新事業団の役員につきましては、特殊法人の統合の趣旨に即して、所要の役員数の縮減を行っております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、両事業団の統合に伴う経過措置等を講ずることとしてしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○松前委員長

これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

○午後九時五十四分休憩

午後六時十分開議

○松前委員長 休憩前に引き続き会議を開きました。

○山崎(泉)委員 社会民主党の山崎泉でございます。

兩事業団の行う業務の意義、役割についてお伺いをしたいと思います。

○山崎(泉)委員 社会民主党の山崎泉でございま

す。

兩事業団が一つ減るということになるわけでありますが、それぞれの事業団は、これまで畜産物、蚕糸砂糖類の売買による輸入調整や価格支持等を通じて価格安定を図るとともに、これらの産物にかかる農業の振興を図るという重要な役割を担ってきたものというふうに認識をしております。また、ガット・ブルグアイ・ラウンド農業合意を受け、両事業団は国家貿易機関として新たな業務を行っているほか、農畜産物の関税引き下げが今後とも行われることになっている中で、事業団の機能の重要性はますます高まっているものというふうに考えております。

やいましたが、その業務は維持されていくのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

基本的な考え方につきましては、ただいま大臣

からお答え申し上げたとおりでございます。

今お尋ねの従来の両事業団が行つてきた業務が維持されるかどうかということでございますけれども、今回お示しした法案の中で、従来畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行つてまいりました業務、例えば畜産関係で申しますと、指定乳製品の売買とかあるいは加工原料乳に対しまず不足払いの事業、肉用牛子牛に対する不足払いの業務、そういう業務を継続するということです。

省としても協力を申し上げなければならぬという事態に至りまして、この二つの事業団を統合するということについてはさまざまなる議論があつたことも事実でございます。しかしながら、そういう閣議決定の基本方針に従いまして、今御指摘のございましたような機能、特に農産物の価格安定業務の効率的な運営という点から機能の低下を招くことは農家にとっても大変な問題でございます。

したがつて、我々としては、その二つの要請の中では、その機能が低下しないという範囲において改革の基本の線に即していこうということでございま

す。

○山崎(泉)委員 そういうことを踏まえながら、

今回のこの事業団の統合に当たつてのメリットは何なのか、また行政改革の実をどのように上げようとしておられるのか、この基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。

○山澤政府委員 今回新事業団を設立するに当たりまして、今申し上げましたとおり、両事業団が從来有しております基本的な業務については新事業団が引き継ぐということにいたわけでございま

すが、基本的な統合の考え方をいたしまして、両事業団を合併することによりまして価格安定業務等が効率的に運営ができるようについての観点から一

本化を図るわけでございます。

○中須政府委員 御指摘の加糖調製品につきま

しては、既に先生御承知のとおり、それぞれ経緯はあるわけでございますが自由化をされており、ウ

ルグアイ・ラウンドの交渉におきましても関税水準の譲許を行つて、こういう状況にございま

す。したがいまして、これらの品目について、例えは、砂糖と同じように価格安定制度の対象にして調整金を徴収するとか新たな国境措置を講ずる

ということは大変困難な状況にござります。

しかし、こういった状況の中で、砂糖の内外価格差の縮小ができる限り図るという観点から、平

によりまして今後業務の効率化を図つていただきたいことでございます。同時に、長期的に申し上げれば、従来畜産関係、蚕糸砂糖類関係それぞれの分野で業務に精通した方がいるわけでありますけれども、そうした業務上のノウハウの交換あるいは人事交流による組織の活性化、そういうふうに考えております。

○山崎(泉)委員 次に、砂糖について質問をした

いと思います。

砂糖需要につきましては、近年、異性化糖への代替も一巡したこと等から二百六十万台で推移してきたところであります。平成四年以降、二百四十万台トンまで減少しております。このよう

な砂糖需要の減少は、糖価安定制度の安定的な運用に支障を来すばかりでなく、原料の生産地である北海道及び沖縄、鹿児島、南西諸島の地域農業や地域経済に重大な影響を与えるかねない状況になります。

この要因の一つは、消費者の無糖・低糖物への嗜好の変化を背景にしておりますが、もう一つの要因として、加糖調製品の輸入問題があるといふふうに思います。近年、円高の進行等もあって、

その輸入は急激に増加をしておるというふうに考

えております。このような加糖調製品の輸入増加

に対しても何らかの措置を講るべきではないかと

いうふうに思いますが、政府の見解をお伺いをし

たいと思います。

成六年の四月に砂糖関税の大額な引き下げを行いました。しかしながら、御承知のような円高の状況でございまして、加糖調製品の輸入は依然としてなお増加傾向で推移している、こういうことでございます。

したがいまして、今後とも、甘味資源作物の生産性の向上とか国内産糖・精製糖企業の合理化、こういった地道な努力というものを一層促進をして、糖価安定制度の適切な運用によりましてその成果を国内糖価に反映をする、そうしたことを通じて国内産砂糖の競争力の確保に努力することが大変重要になつてきているというふうに思つております。

特に、この法律案におきましては、砂糖類関係の助成業務の実施ということをお願いをしておるわけでございまして、これは、ただいま先生が御指摘になりましたような砂糖の需要の低迷とか内外価格差の縮小の要請、こういう状況に対処をして、新しい事業団の業務としてこれを実施したいということでございまして、この業務を活用して砂糖あるいは甘味資源作物の一層の生産性向上等あるいは流通合理化ということに努力をしていかたい、こういうふうに思つて次第でございます。

○山崎(東)委員 国際糖価の高騰による安定資金の放出という事態は昭和五十六年以來発生していない。しかし、過去、価格調整のために使用された金額は、安定資金の放出額、関税減免額合わせて二千億にも上っている。平成六年度末現在、安定資金は千七百十二億円の残高がある。昭和六十三年度以降、安定資金の収入はなく、運用益による収入によつて残高が増加しておる状況にある、こういふに言われておりますが、糖価の異常高騰時に使用された金額にはこの千七百十二億といふのは満たないものであります。

政府として国際糖価の動向をどういうふうにとらえているのか、また、事業団としてそういうことに対する対応をどういふうに取り組んでいこうとしておるのか、考え方を明らかにしていただきたい

と思います。

○中須政府委員 砂糖につきましては、国際糖価の変動が大変激しい品目でございまして、過去に大変高騰した時期がございまして、御指摘のように形で多大の額を投入いたしまして国内に入つてくる糖価の安定を図つた、こういう過去の経験がございます。ただ、幸いなことに、ここ十年ばかりは、もちろんかなりの変動はござりますけれども過去のような異常な高騰ということは経ないままに来ているわけであります。決して先行き業界は許さない、そういうふうに基本的に認識をしております。

したがいまして、今回、糖価安定資金の用途の拡大ということをお願いしているわけでございまが、これは、本来の用途のために徴収した資金そのものを使用するということではなくして、前事業年度にその資金から発生した運用益に相当する額の範囲内に限つて行うという歯どめを一つ設けております。また、それと同時に、それだけではなくて、実際に運用するに当たりましては、過去の価格高騰時の経験とかあるいは今後の国際糖価の動向といふところにも十分分配りをして、本來の用途に支障を来さないということに配慮しながら進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○山崎(東)委員 次は、職員の削減についてお伺いをしたいというふうに考えます。

今回の統合に伴つて、平成十三年までの間ににおいて約一割の職員の削減を行うというふうに聞いております。職員数の削減は行政改革の推進を図ることで対処するということにいたしております。

○山崎(東)委員 次に、労働条件についてお伺いをしたいと思います。

畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団の職員の労働条件については、給与水準やその他の勤務条件が異なるべきであるというふうに聞いております。出勤時間も何か違つたまゝであります。この統合に伴い労働条件が悪化するということは当然避けるべきであります。しかし、統合に伴つて新事業団の労働条件は一本化されることが考えられます。両事業団の職員にはこれによつて条件が悪化するのではないかという不安もあるのではないかというふうに思います。

そこで、新しい事業団の労働条件についてはどう

点お伺いをしたいと思ひます。

○熊澤政府委員 まず、先生も御指摘のとおり、新法人、新事業団の設立は全体として大きな行政改革の一環として政府として決定を見たものでござります。そういう観点から、まず役員数につきましては、現在両事業団合わせて二十七人から二十人に削減をするということで、四分の一の削減となつておるわけでございます。他方、職員につきましても、そういった趣旨から合理化の方向は必要であるということで、平成十三年度までの間に約一割程度の削減を行うということをいたしております。

まず、お尋ねの第一点の両事業団の職員を新事業団に引き継ぐかという点でございますが、これは両事業団の現在の職員を新設の事業団に全員引き継いで雇用するということをいたしております。

また、二点目の強制的な解雇につながらないようないくことでございますが、この点につきましては、基本的には平成十三年度までの間に予定されております定年退職者につきまして原則として補充を行わない、他方で新規の採用について極力必要最小限に抑制をする、そういうことで削減を実現していくことと、そのような意味で職員の強制的な解雇は行わないという方向で対処するということにいたしております。

○山崎(東)委員 次に、労働条件についてお伺いをいたします。

畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団の職員の労働条件については、給与水準やその他の勤務条件が異なるべきであるというふうに聞いております。出勤時間も何か違つたまゝであります。この統合に伴い労働条件が悪化するということは

当然避けるべきであります。しかし、統合に伴つて新事業団の労働条件は一本化されることが考えられます。両事業団の職員にはこれによつて条件が悪化するのではないかという不安もあるのではないかというふうに思ひます。

そこで、新しい事業団の労働条件についてはどう

のように考えておるのか、また労働条件の切り下しがあるのかないのか、こういう点についても当局の見解を伺いたいと思ひます。

○熊澤政府委員 先生御指摘のとおり、現在の両事業団の職員の給与体系、勤務条件、それぞれの過去の経緯もございまして若干差異がござります。新事業団の設立、運用に当たりましては、両事業団の職員が一体となって効率的に業務運営を実施していく必要がある。今回、本部事務所を統合するということを予定しておりますけれども、事業団の職員が一体となつて効率的に業務運営を実施していく必要があります。今はまだ、若干差異がございまして、若干差異がございまして、両事業団の職員の給与体系、勤務条件、それぞれの過去の経緯もございまして若干差異がござります。ただ、幸いなことに、ここ十年ばかりは、もちろんかなりの変動はござりますけれども過去のような異常な高騰ということは経ないままに来ているわけであります。決して先行き業界は許さない、そういうふうに基本的に認識をしております。

したがいまして、二点続けてお聞きをしたいとおもないことあります。それは事業団で働く職員を強制的に退職をさせるような事態は避ける必要がある。これは言うまでもないことです。

○山崎(東)委員 そういう点に関してはどちらがお伺いをしたいと思ひます。

私は労働組合出身の者でございますが、この前のオウムとTBSの関係で、TBSの組合員に私

は言いました。もうよつと労働組合は怒れ、怒り方が足らない。つまり、企業を告発するという立場じゃないか、日本の民主主義と言論の自由を守るという立場に立てば、あなた方が口を開くことは日本にとってはプラスなんですよ、こういふ話をしました。

つまり、使用者側にとって労働組合、嫌な部分があるというふうに思います。指摘をされます。欠点を見出されます。しかし、私の持論は、労働組合といふのはいわゆるその企業の病を知らせる神経だというふうに思います。経営者も一生懸命になって事業運営をやる、しかし一生懸命であるがためについ見失っているものもあるわけであります。そういう部分を労働組合はきちっと指摘をする。そういう意味では労働組合と企業といふのは両輪で、相まって進んでいかなければならぬ、こういうふうに思つております。

そういう意味合いで、私は、労働組合は、社会的な存在価値を強めるという意味でも、口を開くときは口を開く、そして経営者側もきちっと対応しなければならない、これが正常なる労使関係のあり方だというふうに思つております。両事業団の職員の皆さんは統合することによつていろんな不安があるというふうに考えますが、ぜひ労働組合と真剣に議論をしていただきたい、こういう要望を申し上げておきたいといふうに思つます。そのためについて一言だけコメントをいただきたく思います。

○熊澤政府委員 これまでの両事業団の労使関係につきましては良好なもの、これはもう先生御指摘のとおり承知をいたしております。

新事業団に移りまして新しい労使関係が確立されるわけでござりますけれども、そういう中で、先生御指摘のとおり、新事業団の業務が効率的、的確に運営されるためにも労使が一体となつて新しい事業団の運営に当たることは大変重要なことだというふうに考えております。労使関係がこれまでと同様に円滑にいきますように、私どもとしても十分意を用いて指導してまいりたいと

いうふうに考えております。
○山崎(泉)委員 ありがとうございました。
それでは、役員の構成についてお伺いをします。

畜産振興事業団においては事業団職員から監事への登用が行われている、また、蚕糸砂糖類の事業団の方では二名の理事への内部登用が行われております。今回の事業団の統合に伴つてこのよう

な内部登用が後退することは、私は、行政改革の趣旨には合致しないというふうに思います。そこで、二点お伺いをします。新事業団の役員人事についてはどのように考えておるのか。そしてまた、内部登用を積極的に、これまで同様に行なうべきであるというふうに考えますが、これまでのような前向きの姿勢が後退することはないのか

どうなのか。この点について、二点お伺いします。
○熊澤政府委員 新事業団の役員についてのお尋ねでございますが、御承認のとおり、理事長と監事は農林水産大臣が任命するわけで、ここに実は任命権者がいらっしゃるわけですが。それと、副理事長と理事については、農林水産大臣の認可を受けて理事長が任命するということをございます。

任命権者の前で大変答えにくいわけでございまして、畜産振興事業団、それぞれ経理事務あるいは交付事務等におけるOA化の推進等が決定されております。

それで、これを踏まえまして、畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団、それぞれ経理事務あるいは交付金の交付の業務、さらには蚕糸砂糖類価格安定事業団の場合と、生糸の輸入業務に係る事務あるいは国内産糖の売買業務に係る検査事務等につきましてOA化の推進を図つて、いるところでございます。新事業団におきましても、こうしたOA化の推進につきましてはさらに進める指導力、そういった面ですぐれた方を農林水産大臣は任命される、あるいは理事長がそいつた視点から副理事長、理事を農林水産大臣の認可を受けて任命するということかと思います。

なお、事業団職員の役員への登用でございますけれども、これは今先生が御指摘になつたとおりでござります。畜産振興事業団では監事一名、蚕糸砂糖類価格安定事業団では理事二名が登用され、新事業団に移りまして新しい労使関係が確立されるわけでござりますけれども、そういう中で、先生御指摘のとおり、新事業団の業務が効率的、的確に運営されるためにも労使が一体となつて新しい事業団の運営に当たることは大変重要なことだというふうに考えております。労使関係がこれまでと同様に円滑にいきますように、私どもとしても十分意を用いて指導してまいりたいと

いうふうに考えております。
○山崎(泉)委員 ありがとうございました。
それでは、役員の構成についてお伺いをします。

畜産振興事業団においては事業団職員から監事への登用が行われている、また、蚕糸砂糖類の事業団の方では二名の理事への内部登用が行われております。今回の事業団の統合に伴つてこのよう

な内部登用が後退することは、私は、行政改革の趣旨には合致しないというふうに思います。そこで、二点お伺いをします。新事業団の役員人事についてはどのように考えておるのか。そしてまた、内部登用を積極的に、これまで同様に行なうべきであるというふうに考えますが、これまでのような前向きの姿勢が後退することはないのか

どうなのか。この点について、二点お伺いします。
○熊澤政府委員 新事業団の役員についてのお尋ねでございますが、御承認のとおり、理事長と監事は農林水産大臣が任命するわけで、ここに実は任命権者がいらっしゃるわけですが。それと、副理事長と理事については、農林水産大臣の認可を受けて理事長が任命するということです。

任命権者の前で大変答えにくいわけでございまして、畜産振興事業団、それぞれ経理事務あるいは交付事務等におけるOA化の推進等が決定されております。

それで、これを踏まえまして、畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団、それぞれ経理事務あるいは交付金の交付の業務、さらには蚕糸砂糖類価格安定事業団の場合と、生糸の輸入業務に係る事務あるいは国内産糖の売買業務に係る検査事務等につきましてOA化の推進を図つて、いるところでございます。新事業団におきましても、こうしたOA化の推進につきましてはさらに進める指導力、そういった面ですぐれた方を農林水産大臣は任命される、あるいは理事長がそいつた視点から副理事長、理事を農林水産大臣の認可を受けて任命するということかと思います。

なお、事業団職員の役員への登用でございますけれども、これは今先生が御指摘になつたとおりでござります。畜産振興事業団では監事一名、蚕糸砂糖類価格安定事業団では理事二名が登用され、新事業団に移りまして新しい労使関係が確立されるわけでござりますけれども、そういう中で、先生御指摘のとおり、新事業団の業務が効率的、的確に運営されるためにも労使が一体となつて新しい事業団の運営に当たることは大変重要なことだというふうに考えております。労使関係がこれまでと同様に円滑にいきますように、私どもとしても十分意を用いて指導してまいりたいと

出させるという立場からも、これまでの慣例と申しますが、それをそのまま遂行していくいただきたいというふうに思います。

平成七年二月二十四日の閣議決定で、畜産振興事業団また蚕糸砂糖の事業団についてはOA化の推進を図りなさいというふうになつておるわけであります。恐らく今度の新しい事業団もこのOA化を進めていくだろうというふうに考えます

が、OA化を進めることによっていわゆる人員削減、それを目的としてやるのか、それとも新しい業務を拡大するためにOA化を積極的にやつていらっしゃるのか、そういう部分について考え方を最後にお聞きをしたいと思います。

○仲村委員 大原農林水産大臣には、昼間の参議院の予算委員会そして当委員会での審議への対応、大変御苦労さまでございます。それと申しますのも、皆様の方から希望して、ナイトでもいいからやろう、こういうことになつておりますので、どうぞひとつ頑張っていただきたいと思います。

○松前委員長 仲村正治君。

○仲村委員 大原農林水産大臣には、昼間の参議院の予算委員会そして当委員会での審議への対応、大変御苦労さまでございます。それと申しますのも、皆様の方から希望して、ナイトでもいいからやろう、こういうことになつておりますので、どうぞひとつ頑張っていただきたいと思います。

そこで、今議題になつております農畜産業振興事業団法案について若干御質問を申し上げたいと

思います。

現在の畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団、両事業団を解散して新たに農畜産業振興事業団を設立する、こういうことになりますが、今までの畜産振興事業団にいたしましても蚕糸砂糖類価格安定事業団にいたしましても、その役割、任務というものは、非常にわかりやすい仕事をしておつたわけであります。これは、いわゆる国内産や輸入品の需給調整をして、価格の乱高下のあらざるときには在庫調整をして、それによって価格の安定を図る、そして輸入品から調整金をとつて国内生産対策を図る、そういう重要な役割を担つておつたわけです。そういう状況の中で農産物の輸入自由化が非常に急速に進んできた中で、この事態に対するサービスの効率化といつた点からもOA化を推進しているところでございます。また、内部登用の推進を定めた閣議決定等もございます。OA化の推進が直ちに人員の削減につながるというふうには考えておりません。先ほど申し上げましたように、人員の削減につきましては、全体として平成十三年度までに約一割程度の削減といふことで推進したいというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、この両事業団を解散して新しくつくられる農畜産業振興事業団というものの目次が、この点についてはいささか疑問の残るところであります。

○山崎(泉)委員 ぜひ、職員の皆さんのがお示しいただきたい

○熊澤政府委員 今回の両事業団を解散して新事業団を設立するという法案を提出するに当たりまして、先ほど大臣からも申し上げましたが、現在両事業団が有している価格安定あるいは国内の振興業務については、基本的に新設の事業団がすべて引き継ぐということを基本的な内容といたしております。

行政改革の一環として両事業団を統合し新設の事業団とする、そうしたことによつて価格安定等の業務を効率的に行う、そのため組織の合理化等、合理化のメリットを生かすということは当然でございますけれども、両事業団が有していた基本的な機能についてはこれまでどおりその役割を果たしていくことと新事業団を設立するという法案を提示して御審議いただいているところでございます。

○仲村委員 今お話をありましたように、我が国の行政機構が戦後五十年の間に際限なく肥大化し、これが国民の負担増加につながり、そして財政の硬直化を一層増幅させているのが現状であります。そのことが逆に、真に必要とされる国民ニーズへの予算配分を制約するという悪循環を起こしているわけであります。

そのような視点から考えますときに、やはり特殊法人の整理統合、廃止を含めて行政機構の改革を行う、そして行政経費の節減、行政のスリム化によって国民負担の軽減と行政の効率化を図るという点につきましては、まさにこれは時代の要求である、こういうふうに考えております。

我が新進党も、行政改革を対象としている立場から、今回提出された法案がその趣旨に沿うものであれば基本的に賛成をするものであります。しかし、果たして今回の両事業団の統合が行革法案という看板どおりの中身を伴うものであるかといふことにつきましては、これから議論をして、皆さんからいろいろと説明を受けていきたい、こういうふうに思つてゐるわけであります。

そこで、新事業団と旧事業団の維持管理経費がどれだけ節減されるかということについてであり

ますが、新事業団になつた場合に、今まで両事業団に一般会計から支出された財政負担がどのように変わつていくのか、それがまず一点であります。

先ほども質問がありました、この事業団統合に伴い役員及び職員の人数がどれだけ合理化されていくのか、これはもう経費節減という面で強く求められていることであります。その点について説明をいただきたいと思います。

○熊澤政府委員 新事業団の業務、機能につきましては、現在有している両事業団の機能を引き継ぐということでございますけれども、新たに設立される新事業団につきましては、業務の効率化組織の合理化ということを改革の内容としているわけでございます。

具体的な点で申し上げますと、まず管理部門の一本化ということで組織の再編をしているわけでございます。

一つには常勤役員の削減、これは、現在両事業団の常勤役員が十五人おりますが、新事業団では常勤役員を十一人にする、そのことによります役員給与の削減がございます。

それから、職員でございますけれども、平成十三年度まで今後六年間にわたりましておおむね一割削減していくことと、それによります職員給与の削減がございます。

また、砂糖関係では出張所が現在八ヵ所ございまして、それを計画的に削減していくこととことで、この出張所の廃止に伴う経費の削減というものが見込まれております。

さらに、現在、当然のことながら両事業団別々の本部でございますが、今後統一した本部事務所を持とうということで計画をいたしておりますので、本部事務所が統一された場合の共通経費の削減ということも見込まれるわけでございます。

現時点で具体的な額を試算することはなかなか困難でございますが、今申し上げましたような点で相当の経費削減は見込まれるというふうに考えております。

○仲村委員 まず役員十五名を一名にする、そ

れから職員二百十二名を平成十三年までに一〇%削減する、こういうことであります。もちろんこれは生首を切るわけにいかぬです。ただ、以後の合理化計画として平成十三年までの五ヵ年間二十名というのは、先ほど申し上げましたように、やはりこれは行革法という看板にふさわしい統合、整理であるのかという感じがしてならないわけであります。したがいまして、今後、五人の定年退職者がいたらやはり一名か二名ぐらいは補充せぬといかぬでしょうが、そういう形で徹底的に人員削減を図つていかなければこれは統合した意味がない。こういうふうな感じを持ちますけれども、この平成十三年までの一〇%、もうこれで終わりましたということになるのかどうか、その点について。

○熊澤政府委員 現在の両事業団の有している機能、これを新事業団で引き継ぐということにしておりまして、両事業団が現在有している役割、機能につきましては、当然新事業団が同じようによつたしていくという必要がございます。また、それぞれ畜産あるいは蚕糸砂糖類関係での果たしている業務は今後とも増大するという点も見受けられるわけでございます。

そういう意味で、現時点では、平成十三年度までに約一割程度を目途として削減を行うこととしております。また、それは、先ほど来申し上げておりますように、定年退職の不補充、新規採用の抑制ということで、強制的な解雇を伴わない形で定員削減をしてまいりたいというふうに考えております。

○熊澤政府委員 現在の両事業団の役員のうちの農林水産省の出身者の人数ということでございましたが、それを計画的に削減していくこととことで、この点について説明をしていただきたいと思います。

そこで、私はお尋ねしたいのは、この畜産事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団に農林省からいるO.B.の天下りという方が何名いらっしゃるのか、この点について説明をしていただきたいと思います。

○仲村委員 現在の両事業団の役員のうちの農林水産省の出身者のうちの四名が農林水産省の出身者でございます。したがいまして、両事業団合計では、十五名のうち十名が農林水産省の出身者ということになつております。

そこで、私はお尋ねしたいのは、この畜産事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団につきましては、常勤役員について申し上げますと、六名のうち四名が農林水産省の出身者でございます。また、蚕糸砂糖類価格安定事業団につきましては、九名の常勤役員のうちの六名が農林水産省の出身者でございます。したがいまして、両事業団合計では、十五名のうち十名が農林水産省の出身者と

なれば、非常勤役員がこのほかに両事業団合わせまして十名おりますけれども、この非常勤役員十名の中には農林水産省の出身者はございません。

○仲村委員 特殊法人の整理を言う中で、なかなか役所の方が腰が重い、その点は、いわゆるその天より先を温存していきたい、こういう指摘がよくなされるわけであります。この点につきましては、今後もそういう形でいわゆる農林省からの天

下りといふのは続いていくのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○熊澤政府委員 統合後の事業団の役員の人事につきましては、先ほど申し上げましたけれども、理事長及び監事を農林水産大臣が任命をする、また、理事長が農林水産大臣の認可を受けて副理事長と理事を任命するということです。

うした中で新事業団の円滑、的確な運営にふさわしい方が人選をされるということになると考えておりますが、また同時に、國家公務員出身者の役員の数の抑制という閣議決定もございます。これまで両事業団も内部の登用で理事に任命されているという実態もございます。そうした閣議決定の趣旨も反映された人事がなされるものと想うに考えております。

○仲村委員 今の住専の問題といい、いろいろな面で、役所からの役人の天下りについて国民的な厳しい批判があるわけであります。そういう中で、私は、今後こういった農林関係の事業団に対しても、やはり天下りということについては国民の批判を受けない形できちんとした対応をすべきである、こういうことを指摘を申し上げておきたいと思います。

そこで、現在の畜産振興事業団であります。これは牛肉の輸入自由化以前に、ずっと前にできたわけであります。したがいまして、この牛肉の輸入自由化以後の業務量といふものがどんなに変わってきたのか。あるいはまた、昨年からWTO協定に加盟をしてさらなる自由化が一段と進んできた、こういう状態の中で、今までの調整金の徵収などの業務、こういったものがどのような形になされて、輸入自由化以前と以後と、あるいはまたWTO協定発足後、その業務量といふのが変わってきたのかどうか、その点について説明をしていただきたいと思います。

○熊澤政府委員 畜産振興事業団につきましては、昭和三十六年に畜産物の価格安定業務と債務の保証業務を実施する事業団として設立されておりま

つております。また、昭和四十年に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法によるいわゆる加工原料乳の不足払いの業務を開始しております。さらに、昭和四十一年に輸入牛肉業務を開始しております。また、昭和五十年に国産牛肉の価格安定業務と牛肉の一元輸入を開始したわけでございます。

その後、昭和六十三年に牛肉の輸入の自由化を決定したわけでございますけれども、実際の牛肉の輸入の自由化というのは平成三年からでござりますが、昭和六十三年に自由化を決定いたしました際に、牛肉の輸入の自由化に対応する国内措置といふたしまして、牛肉の子牛の生産者に補給金を交付するということで、交付業務を平成二年から開始をいたしております。それが自由化前と自由化後で一番大きな変更でございます。

なお、その後、ウルグアイ・ラウンド農業合意、WTO協定の締結ということで、そのウルグアイ・ラウンド農業合意の中で、指定乳製品につきましては関税化をいたしたわけでございますが、それに伴いまして、指定乳製品等の国際約束に基づく輸入業務、つまりウルグアイ・ラウンドの農業合意で約束いたしました指定乳製品のカレントアクセス分の一元輸入、そういう業務を今度は新規に行なうということです。同時に、関税化をいたしました輸入乳製品につきましては、輸入の際に関税相当量を支払って輸入されるということになりますので、その関税相当量を畜産振興事業団が徴収するという業務が新たに加わったということです。

そこで、現在の畜産振興事業団であります。これは牛肉の輸入自由化以前に、ずっと前にできたわけであります。したがいまして、この牛肉の輸入自由化以後の業務量といふものがどんなに変わってきたのか。あるいはまた、昨年からWTO協定に加盟をしてさらなる自由化が一段と進んできた、こういう状態の中で、今までの調整金の徵収などの業務、こういったものがどのような形になされて、輸入自由化以前と以後と、あるいはまたWTO協定発足後、その業務量といふのが変わってきたのかどうか、その点について説明をしていただきたいと思います。

○熊澤政府委員 畜産振興事業団につきましては、昭和三十六年に畜産物の価格安定業務と債務の保証業務を実施する事業団として設立されておりま

れども、現在のWTOの枠組みのもとで牛肉の関税が国際約束に従いまして少しづつ低下をしていく。それについては、先ほど申し上げましたけれども、一つには、この関税引き下げの合意で、実はことしも既にフローラン、つまり冷凍輸入牛の補給金の事業が大変重要な業務といふことはございます。

また、指定乳製品のカレントアクセスの輸入あるいは輸入されます関税化された乳製品の関税相量が見込まれるということです。

また、指定乳製品のカレントアクセスの輸入あるいは輸入されます関税化された乳製品の関税相量が見込まれるということを考えておりま

す。

○仲村委員 牛肉の輸入自由化以後は全くタッチしないで関税が国庫に納まるわけですね。その分を一般会計に計上して、事業団が国内の肉用子牛助成対策として配分をする。そのほかに屠畜場の整備とかあるいは流通機構の整備とかそういうことをやりますけれども、ただ、このWTO協定の合意によりまして、今後六年間で今五年〇%が三八・五%になる。これは関税率が下がるわけです。まあ輸入量は少々ふえると思いますけれども、やはり関税による収入というものは減

っています。そうすると、国内の肉用子牛助成対策費といふものが果たして今どおりの予算が確保できることをやるわけではありませんけれども、たまたまそれに基づきます肥育生産等の維持拡大業務量が見込まれるというふうに考えております。

○仲村委員 牛肉の輸入自由化以後は全くタッチしないで関税が国庫に納まるわけですね。その分を一般会計に計上して、事業団が国内の肉用子牛助成対策として配分をする。そのほかに屠畜場の整備とかあるいは流通機構の整備とかそういうことをやりますけれども、たまたまそれに基づきます肥育生産等の維持拡大業務量が見込まれるというふうに考えております。

そこで、現在の畜産振興事業団であります。これは牛肉の輸入自由化以前に、ずっと前にできたわけであります。したがいまして、この牛肉の輸入自由化以後の業務量といふものがどんなに変わってきたのか。あるいはまた、昨年からWTO協定に加盟をしてさらなる自由化が一段と進んできた、こういう状態の中で、今までの調整金の徵収などの業務、こういったものがどのような形になされて、輸入自由化以前と以後と、あるいはまたWTO協定発足後、その業務量といふのが変わってきたのかどうか、その点について説明をしていただきたいと思います。

○熊澤政府委員 畜産振興事業団につきましては、昭和三十六年に畜産物の価格安定業務と債務の保証業務を実施する事業団として設立されておりま

すが、それに見合う、あるいはそれ以上の輸入の増加ということでもございまして、関税收入につきましてはほぼ同額が確保されているという状況にござります。

すけれども、一つには、この関税引き下げの合意に当たりまして、輸入牛肉の輸入量が急増した場合には関税を五〇%まで引き上げるということ

で、実はことしも既にフローラン、つまり冷凍輸入牛につきましては前年の輸入量の一七%を

上回りましたので、いわゆるセーフガードを発動したところでございますが、輸入牛肉の急増に対しましては、そうしたセーフガードの活用によつてましては、そうしたセーフガードの活用によつてまず対処してまいりたいことがあります。

次に、国内の生産対策でございますけれども、やはり基本的には肉用子牛生産者補給金制度を

これは関税収入を財源とする事業でございますが、この制度の十分な活用によりまして、子牛生産、またそれに基づきます肥育生産等の維持拡大

を図つていただきたいというふうに考えております。あわせまして肥育経営につきましても、収益性が悪化した場合には必要な経費を助成するという緊急肥育対策も実施しております。

また、肉用牛の生産性の向上、例えば受精卵移植技術とか、そういった新技术の応用による生産性の向上等によります国内生産の効率的な運営の確保ということも重要だというふうに考えております。

そうした総合的な対策を講ずることによりまして、国内の肉用子牛の維持拡大はぜひ図つてしま

ります。

○仲村委員 国内の肉用子牛の一頭当たりの助成金が約三万円という点になつてゐるわけがあります。

○熊澤政府委員 御指摘のとおり、牛肉の関税につきましては平成六年度に五〇%でありましたけれども、平成十二年度までに段階的に三八・五%まで引き下げられるということになつています。なお、関税收入でございますけれども、これま

にあるわけであります、そういう地域の市場に

対しての事業団などの監視というのですか指導というのですか、そういうものをきちっとやるべきであるという点と、いわゆる交通の不便な地域からの子牛の移動につきましての輸送費の追加措置、支援措置というものが現在も行われていると思いますが、さらにこれを追加して行うべきである、こういうふうに思いますけれども、この点についてお答えをいただきたいと思います。

いたいといふに考えております。
○仲村委員 今、イギリスで起っています狂牛病問題ですが、我が国にどのような影響が出ているのか。今、国内で流通している牛肉は、国内生産と輸入品という仕分けの仕方しかやっていないないということになりますけれども、イギリスあるいはその経済圏にあるEUなどからの輸入があるのがないのか。今後、この狂牛病の侵入といふか汚染といふか、その防止対策として何を、どういう対策をお立てになつておられるか、お答えをおきき

ささらにその後、四月一日から三日にかけまして、それを受はれて、原産国、原産地を表示するいは輸入牛肉という表示でいいこととございましたけれども、原産国、原産地を表示するいは輸入牛肉という表示でいいこととございました。す。

とで、以上のような措置をとったところでござります。今後とも、狂牛病の侵入あるいは発生につきまして万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○仲村委員 イギリスでは狂牛病汚染牛の四百万頭を処分する、これはどのぐらいの期間で処分されるのか。処分するといつても、恐らく焼却などの処分の方針じゃないかな、こういうふうに思いました。

これだけ大量の牛が処分されるとなると、世界

肉牛の生産地域、必ずしも平たん地だけではなくて、山間地あるいは離島でも飼育されているわけでございます。私ども、価格の動向を注視してまいりますと、確かに離島あるいは僻地での肉牛の価格といふのが一般的な価格に比べて価格差が大きいことがございましたけれども、近年では、そうした地域での生産、肥育の技術の向上等によりまして価格差が縮小傾向にあるというふうに申し上げてよいかと思います。

また、私ども、そうした僻地あるいは離島での肉牛振興も大変重要だというふうに考えておりまます。基本的には、やはりそうした地域におきます肉用牛の質の向上というのが大変重要なと思われます。こうした意味で、現在もそうした地域におきます牛群の改良事業につきまして助成をいたしておりますわけでございます。

同時に、家畜市場での取引の形態の問題もござります。私ども、家畜市場の整備等を推進する中で、そうした離島における市場の活性化ということとも図つてしまいりたいというふうに考えております。

また、今御指摘がございましたそうした離島などの条件不利地域で生産された肥育系牛を販売する場合に、輸送費の助成が必要ではないかといふことで、これも数年前に実現をいたしまして、肥育系牛の輸送費の助成を現在行っているところでございます。

そうした施策をこれからも充実することによりまして、地域における肉牛生産の振興を図つてしま

○熊谷政府委員 現在、大麥国際的な話題になつておる狂牛病でございますが、本病につきましては、最近では三月二十日に英國の狂牛病の諮問委員会が、人間で似た病氣でありますクロイツフェルト・ヤコブ病というのがございますが、その病気の患者の十名が狂牛病の感染牛を食したことから発病した可能性があるという発表を行つたわけでありまして、そこから今回の話題が国際的に広まつたということです。

その後、EUにおきましては、英國産の生きた牛、牛肉等をイギリスからEUの域内あるいは第三国へ輸出することを禁止するという決定をしたわけでございます。

私ども、その間、国際的な議論を十分注視してまいつたわけでございますが、従来、英國本島から牛肉あるいは牛の臓器等は一九五一年以来輸入禁止措置をとつております。また、生きた牛につきましても一九九〇年から輸入禁止をしているわけでございますが、先ほど申し上げましたようなこうした国際的な動きを勘案いたしまして、三月二十七日には、今申し上げましたような措置を加えまして、イギリスからの牛肉加工品等の輸入も、万全を期す観点から輸入を禁止したところでございます。

なお、その後、今先生から御指摘がございましたように、原産国表示の徹底という問題が生じましたので、三月二十九日に畜産局長通達を発しまして、從来、確かに御指摘のとおり、國産牛肉あ

私ども、今申し上げましたように、基本的には英國からも輸入禁止をいたしておりますが、さるにそれを補完する措置といたしまして、四月十六日には、牛とか羊等の組織、これが内臓等でございますが、組織を用いた飼料の原料を牛とか羊、つまり同じ類型の動物でございますが、そうした牛とか羊等の飼料としないようによつて、英國産の牛とか羊等を原料とする動物用医薬品等についても、当分の間、製造あるいは輸入しないようにしていきたいと思います。また、英國産の牛とか羊等を原料とする動物用医薬品等についても、当分の間、製造あるいは輸入しないようにしていきたいと思います。指導通達も発したところでございます。

さらに、二十三日には、今週の火曜日でござりますが、闇議決定をいたしまして、狂牛病等につきましては家畜伝染病予防法の適用を受ける疾患として指定をするという政令を制定したところでございます。これは、狂牛病あるいはそれと類似の病気としております羊のスクレイビー病、そうした病気が発生した場合には直ちに届け出ることという義務を課したわけでございます。また、そうした手続をとりましたが、確かにかかった牛あるいは羊につきましては殺処分命令を出す。この殺処分命令につきましては補てん措置も法律上認められているわけでございますが、そうした国内の措置をとったところでございます。

以上申し上げましたように、私ども、現在まで国内で狂牛病の発生はございませんが、これまで以上に本邦での狂牛病の侵入防止には万全を期してまいりたい、また国内での監視体制につきましてもなお一層体制を強化してまいりたいというう

の牛肉の需給関係に多大の影響が出てくるといふような感じを持つものでありますけれども、今後の国際相場の面で、これがいろいろ影響を受けないのかどうか、その点について。

○熊澤政府委員 私どもが得てある情報では、イギリスは四百万頭ないし五百万頭を五、六年かけて殺処分にするという情報がございます。また、それに対しましてEUの委員会が助成をするということで、報じられております。他方、その後英國政府は、それよりもかなり小さい規模での殺処分の計画を公表しているということもございまして、私ども、最終的にどのような今後の殺処分計画になつておるのか、まだはつきりと最終的な情報を得てない状況にございます。

なお、国際的には英國からの牛肉の輸出量は、国際貿易に占める割合といふのは、さほど大きな割合を占めるものではございませんので、今回の狂牛病に関する英国の殺処分計画が国際的に価格に大きな影響を与えるというふうに私どもは考えておりません。

○仲村委員 次に、蚕糸砂糖類価格安定事業團に関連してお尋ねをいたしたいと思います。

その中の砂糖についてでありますが、価格安定という名のとおり、この事業團設置当時は、砂糖の価格は国際情勢に左右されて乱高下がよく起つたものであります。例えば、スエズ動乱が起つたとか、あるいはキュー・バ危機が起つたとか、そういうようなときに投機的な商品としてよく利用され暴騰したり、あるいは下落したり、

そういうことを繰り返したわけであります。そういうところから、名称のとおり価格安定事業団といふになつてその役割を担つたと私は思つております。

そして、砂糖の消費量も、当時としては二百八十万トンから二百九十万トンぐらいであったと思ひますけれども、その後、輸入トウモロコシのコーンスタークでつくられる異性化糖が今ではもう七十万トンにも達するようになりまして、それに押されて輸入糖は約百六十万トンぐらいまで落ちてきました。そして、輸入糖と異性化糖から徴収されるいわゆる調整金をもつて、国内糖の約七十五万トンから九十万トンの助成措置で国内の産糖事業が成り立つている、こういうことでございます。したがいまして、この制度の継続は、北海道のてん菜糖や沖縄、鹿児島の甘蔗糖の生産対策で非常に重要な事業であります。

したがつて、この新しい事業団に統合された後も同様の事業が継続されなければならない、こういうふうに思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○中須政府委員 御指摘のとおり、砂糖についての価格安定制度と申しますのは、国内の糖価を安定させるということと同時に、北海道あるいは沖縄、鹿児島等におきます甘味資源作物、これは地域にとっては大変基幹的な重要な作物であるといふように認識をしておりまして、輸作体系の維持であるとか、他にかわり得る作物がない、そういう地域農業にとって極めて重要な作物について生産を安定して行う基盤をつくる、そういう意味において、砂糖の価格安定制度は極めて重要な意義を持つていて、そのふうに考えております。

したがいまして、今回、両事業団の統合とい

ことが行われるわけありますが、この価格安定

業務については、当然のことながら從来どおりし

つかりと運営を行つていくという考え方で対処し

てまいりたいといふふうに思つております。

○仲村委員 この砂糖の価格の面で考へると、

入糖ははるかに安いので、國民の中には、何で無

理して国内砂糖生産のために財政負担をするのかという意見もあります。確かに、金さえ出せば外國から安い砂糖が買えるのでありますけれども、そのような考え方にして、米だつて麦だつて牛乳だつてあるはまた牛肉だつて、国内主要農畜産物はすべて同じような視点で農林水産業が全般的にその批判に立てるべきであるとか、

したがつて、私は、農林水産大臣にこの基本的業、特に関連する生産農家の所得保障をしっかりと守つてあげるために事業を行つていくことについての確認をしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大原国務大臣 仲村委員は、日本のサトウキビの主産地にいらっしゃるわけであります。サトウキビについては日ごろ非常な关心をお持ちのことは、私もよく知っております。

今回の統廃合によつて事業団の機能が低下するということは、あつてはならないわけではありません。ただし、管理部門等における冗費の節約といふことは、あるいは行革の本旨に従つてやむを得ないのではないかと思うのです。

したがつて、それぞれ三つの事業を抱えているわけでありますから、三つの事業部はそれぞれの機能がそれそれ違うわけでありますから、サトウ

キビ、つまり糖価につきましても、從来同様、そ

の事業部はしつかりした仕事ができる体制を我々

思つております。

まず第一点目の、内外価格差の問題につきまし

ては、私ども、これまで農業者の努力によつて生

産性向上が図られるが、その一部につきましては

価格に反映させてきたわけでございまして、現実

に、現在の行政価格は昭和五十年代初頭の水準と

いうことでござります。

また、内外価格差の問題でもう一つ考えなけれ

ばならないのは、先般公表いたしました農業白書

でも分析をいたしておりますように、諸外国との

間での農地価格が大きく差があるということと

か、生産資材価格、エネルギー価格にもいろいろ

な内外価格差があるとか、また為替の問題等があ

ついて」ということがあります。その中で、行政改革委員会規制緩和小委員会は、農産物の各種価格形成や農業政策の内容または諸外国の価格制度の実情等について情報提供をすべきであるとか、価格安定業務について価格支持に伴う負担の実態がわかりにくいか、あるいは価格決定を市場原理に由来していないことが内外価格差を生じさせているとか、こういう指摘があるわけでありま

す。この指摘に対して、農林水産省はどのように反論というか説明というかお答えを出されるおつもりか、お尋ねをしたいと思います。

○高木(男)政府委員 お答え申し上げます。

今、委員御指摘のとおり、行政改革委員会でい

るいろいろな議論が行われているわけです。私

どもとしては、農産物の価格安定制度といふもの

は、生産者だけでなく消費者にとりまして、国

内農業生産の維持、食糧の安定的供給といった面

で大変重要な役割を果たしておりまして、今後と

も農政の基本として位置づけていくことが必要だ

といふように考えております。

また、ただいま委員が申されましたとおり、農

産物の価格安定制度に対する批判の大きなものと

いたしましては、「一つは、原料農産物等の内外価

格差が大きい、それから、行政価格の決定面で透

明性が確保されていない、そのほかいろいろござ

いますが、大きな点はそういうものではないかと

思つております。

まず第一点目の、内外価格差の問題につきまし

ては、私ども、これまで農業者の努力によつて生

産性向上が図られるが、その一部につきましては

価格に反映させてきたわけでございまして、現実

に、現在の行政価格は昭和五十年代初頭の水準と

いうことでござります。

また、内外価格差の問題でもう一つ考えなけれ

ばならないのは、先般公表いたしました農業白書

でも分析をいたしておりますように、諸外国との

間での農地価格が大きく差があるということと

か、生産資材価格、エネルギー価格にもいろいろ

な内外価格差があるとか、また為替の問題等があ

りまして、農業内部の努力だけでは解決できない問題、要因を抱えている、こういったことにつきまして私どもとしては強く反論もいたし、また御理解を求める努力をしているわけあります。

また、行政価格の決定の透明性の問題につきま

しては、価格安定制度の仕組みといったようなも

の、さらには農業政策、これについてもわかりや

すく説明した資料を配付いたしておりますし、ま

た各種の価格決定に関係します審議会の議事要旨

を公表するといったような情報提供を推進いたし

ておりますし、そういう点で透明性の確保に努め

ておるところであります。

基本的に、今後、やはりWTO協定の発効な

ど新たな国境措置に置かれているわけでございま

すから、効率的、安定的な経営体が農業生産の大

宗を担っていくという姿を早急に実現していくこ

とが必要でございます。そのため、生産、流通、

加工面での施策の充実強化、そういうことを通じまして、適正な価格で食糧を安定的に供給して

いるくということを私どもの政策の中心に据えてい

るわけであります。

いすれにしましても、この農産物の価格安定制

度につきましては、一面からだけで議論されるべ

きものではないと私どもは思つておりますし、農

業、農村が持つ多面的な機能とか、国際的な食糧

需給の問題とか、諸外国の農業政策、こういった

ものも十分に考慮して総合的な観点から議論され

るべきだと主張をしているところであります。

私どもとしましては、これからもうこういった価

格安定制度の機能、役割につきまして、国民の理

解が得られるよう努力をしてまいりたい、こうい

うふうに考えております。

○仲村委員 ゼヒこれは、食糧安保という立場か

ら、全國民の負担で国内での一定の自給率を維持

する、こういう点は理解を求めていかなければな

らない、その点についての本当にわかりやすい説

明をしていただかなければこういつた間違つた意

見が出てくる、こういうふうに思つておりますの

で、その点については十分ひとつ努力をしていました

だきたいと思います。

世界は食糧危機にそんなに長くない時期に遭遇するであろうとよく言われているわけでありまます。本当は、今みたいにいつまでも日本も世界も平和であつて、金さえ出せば彼らでも食糧の輸入ができる、こういう時代が続いてほしいのでありますけれども、しかし、いつかそうでなくなつたときのために最低限国内での食糧生産基盤を維持していくためには、国民の負担でそれを措置しなければならない、その対策を立ていかなければならぬ、こういうふうに思つております。それが今の価格支持政策だと私は思つております。

大臣、この価格支持制度不足払いの制度の今後についてどのようにお考えをお持ちか、御所見を承りたいと思います。

○大原国務大臣 委員先ほど資料に基づいてる引用されましたら、大変、日本の農業に対する誤解が、これらのオピニオンリーダーの中にいるということですね。正直言いまして、アメリカは百八十ヘクタール、日本は一・二ヘクタール、勝負をしたら最初からこれは負けるに決まっている勝負であります。そういう状況の中での農業自給率の拡大ということは、国はの一つになつてゐる今おっしゃつたように、二十一世紀の半ばには地球人口が倍になる。目の前には十二億という中國の民がいる、その向こうには九億というインドの民もいる、生活水準が上がつてくれれば酪農製品から牛肉製品へ嗜好が移行するであろう。そういうことになつた場合に、今牛肉一キロに対しても十キロの飼料を食べさせているわけでございますが、日本のそういうたせいいたくな農業が一体いつまで続けられるかということになりますと、私は非常に日本の農業の将来に世界的な食糧危機の中でどういう位置づけをしていかなければならぬか、二十一世紀の中になつて、失敗をした後では見つたことかではこれは始まらぬわけでございまして、たとえ多少とも内外価格差が、コストが高くて、そういう将来のことを考えれば、国民

の理解を得ることによって自給率をふやしていく手法、価格政策プラス構造政策をやはり地道に展開していく必要があるだろう、こう思います。

財界の一部には、買えばそんな高いものをつくらぬでも安く買えるじゃないかという短絡的な食糧政策を考えている人が非常に多い、極めて残念なことに私は思います。

○仲村委員 私の期待どおりの御答弁をいただい

て、本当に心強く思つてゐるところであります。私は余りゴルフはやりませんけれども、年に一、二度ゴルフ場に行きますと、いつの日かこのゴルフ場が農作物をつくる場所になりはしないかなどということをいつも思つてゐるのです。できるだけそういうことがないよう願つてはおりますけれども、しかしそういうときのために、やはり

国内の生産対策というものは保険を掛けるという気持ちでこれを守つていかなければならぬ、こ

ういうふうに思つておりますので、どうぞそのよ

うにひとつ頑張つていただきたいと思います。

次はローカルの問題で大失礼でありますけれども、沖縄のサトウキビの農家手取り価格が品質

取引になりましたとしてことは二ヵ年目であります。ことは久米島は特別に成績が悪い状態であります。しかし、他の地域は一般的に、昨年夏に

は台風もない、雨も順調に降った、そして登熟期の初冬から冬にかけて非常に気温が下がつて登熟度が非常によかつた、したがいましてことのサ

トウキビは、六一・八%が基準糖度帯内に入つておりまして、平均農家手取りも二万八百二十二円

というふうになつております。

しかし、久米島などは基準手取り額を下回つて二万九十七円。北部製糖地域が、これも基準価格を下

回つております、二万三百六十六円。相変わらずこういうふうに厳しい状態にあることもまた事実であります。

う五年に一回あるかないかというような極めて異例的な恵まれた年であつたと思ひますので、私が

かねがねこの基準糖度帯が非常に上に行き過ぎているとおつしやることはちゃんとと平均

価格も上がつたじゃないかというようなおつしや

り方をなさるかもしれませんけれども、しかし、私が今申し上げておりますように、今決められて

いる一三・一から一四・三まで、暫定的に一二・

九まで同じように払うようになつておりますが、これは三年間ですよね。ですから、それを過ぎるともう一三・一以上しかできませんよということになります。

したがつて、米ももう何年間も据え置きしてき

た、麦も据え置きをしてきた、パレイシヨでん粉も据え置きをしてきた、牛乳も据え置きをしてい

る、そういう中で去年はサトウキビ代が千九百円下がつたわけです。だから、農家はもう本当になぜサトウキビだけ下げるのかという怒りが非常に強かつたわけであります。

したがつて私は、ごく平均的な年になつた場合に、これは必ず私の指摘どおりの状態になる、こ

ういうふうに考えておりますので、ひとつ今後の推移をしっかりと見守つていただきまして、そういう値下げの状態にならないようぜひ対応していただきたい、こういうことを最後に御希望を申し上げた。もう一点ありますのが、この点についての御見解をひとつ承りたいと思います。

○中須政府委員 ただいま御指摘のとおり、平成六年産からサトウキビについては品質取引を導入するということで、基準糖度帯、御指摘のとおり

一三・一度から一四・三度、実質的には定着化対策費の配分を通じまして一二・九度から一四・三度まで、こういうことで発足したわけございま

す。まさに先生御指摘のとおり、発足した最初の年、沖縄にとっては大型台風の襲来等によりかなり厳しい状況であった。一軒、七年産について、

ごく一部の地域的なばらつきはございますが、平均的に見ますと、現在私どもが得ている数字では沖縄全県で平均一四・三度というような状況でござります。

ざいます。

いずれにいたしましても、品質取引、昨年度からスタートをしたというところでございますので、この基準糖度あるいは基準糖度帯の変更の問題につきましては、明年度以降の糖度の推移等も

見きわめながら慎重に検討していかなければなりません、こういうふうに考えている次第でございま

す。

○仲村委員 私は、去年もそうであります。ことしも五日置きに糖業振興協会から各工場の糖度の状態、搬入状態、全部ずっとこをし

ておるところであります。それほど沖縄にとってこのサトウキビ産業というものが農家の経済に大きな影響力を持つてゐるという観点から、私は非常に強い関心を払つていつも見守つてゐるところでございますが、ぜひ今御答弁がありましたよう

に、今後農家手取りがこの平均二万四百円を下がらないように、その措置をぜひひとついただきたい、こういうことを御希望申し上げておきたい

と思います。

最後に、前回いたしましたけれども、全酪連の新潟県の長岡工場と宮城県の宮城工場での脱脂粉乳と生クリームをませた牛乳を販売した事件について農林省は調査をしたと思いますが、この調査結果の報告――特に私は、事もあろうに全酪連とい

う全国組織の権威ある組織内工場で起つた事件として、単に二工場の法律違反行為として片づけられてはならない、まことにゆき問題である、こういうふうに思つております。

農水省はこの問題について厳しく対処していかなければならぬ、厳しい社会制裁を加えるべきである、こういうふうに思つますけれども、この問題についてどのような対処の仕方をなされてい

るのか、いま一度御答弁をお願いいたします。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘になりましたように、私どもも今回の全酪連の不祥事につきましては、極めて遺憾な不祥事であるというふうに強く感じてゐるところでござります。

まず最初に、新潟県の長岡工場で三月九日に事件が発覚をしたわけでございますが、その後三月二十九日に宮城県宮城工場においても、態様は違いますが、同様の、類似の不祥事が発覚したわけでございます。私ども、直ちに全酪連から事情聴取をいたしまして、事件の内容をほぼ承知したわけでございますが、そこですぐ営業の自薦と製品の回収という指導を行つたわけでございます。同時に全酪連に対しましては、両工場における事実関係の究明、さらに責任者に対する厳正な処分、今後の全酪連の再建に向けた組織体制の整備といふ点で強い指導を行つたわけでございます。

これを受けまして全酪連の方では、三月三十一日付でございますが、会長と担当常務二名が引責辞任をいたしております。また同日付で、元の長岡工場長の免職、さらに関係職員の退職あるいは本部の管理職員の減給処分というかなり厳しい内部の処分を実施したところでございます。

その後に生じました宮城工場の分にかかわります処分につきましては、現時点で事實関係がほぼ明らかになったということで、処分の内容も固まり、近々宮城工場分についての処分も行われるというふうに報告を受けているところでございます。

また、この両事件につきましては、現在警察が捜査に入りまして、捜査はまだ継続中でございます。

他方、食品衛生法に基づく行政処分がございまして、新潟県と宮城県ではそれぞれ長岡工場、宮城工場の営業禁止処分を発したわけでござります。これに対しましては、私どもも直ちに再発防止計画、改善計画の作成を指導しておりましたけれども、全酪連の方で再発防止計画を両県に提示をいたしまして両県の審査を受けていたところでございますが、四月、今月の十七日には新潟県から、さらに四月十九日には宮城県から営業禁止処分の解除ということで、営業禁止処分は解除されたわけでございます。これは、私どもの指導しておりました再発防止計画が両県によつて適正なもの

のと認められたというふうに私どもは承知をいたしているわけでございます。こうしたことと、全酪連に対しましても私どもは強い指導を行つてきましたが、同様の、類似の不祥事が発覚したわけでございます。そこで、同時にその全酪連の工場に出荷をしておられます酪農家も相当影響を受けたわけでございます。私ども、酪農家に対しましては、そうした影響をできるだけ小さくしなければならないという

他方、同時にその全酪連の工場に出荷をしてお

ります。私どもからも中央酪農会議あるいは全農さらには他の生乳メーカーに対しまして、配乳の受理と適正な処理についての指導をいたしておりまして、現在それを受けて各メーカーとも協力をいただいて処理をしているところでございます。

私ども、こうした不祥事が今後絶対に起きないようについての指導を強めてまいりたいと存じますし、消費者の飲用牛乳に対します信頼回復にぜひとも積極的に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○仲村委員 どうもありがとうございました。終わります。

○松前委員長 初村謙一郎君。

○初村委員 仲村議員の質問に引き続きまして、事業団の統廃合についてお聞きをしたいと思いま

す。昭和五十六年、ちょうど十五年前に日本蚕糸事業団と糖価安定事業団が統一をされる。それで今事業団がつくられておりますけれども、それを安定化する。これに伴い、政策を考えますと、日本農業の発展、国民生活の安定化に貢献をしたところであろうというふうに思ひます。

そこで、これは通告にありませんけれども、今第二課の役割を、違いつつ教えていただけませんか。これは課長さんで結構です。

○高木(賢)政府委員 一課は生糸の売買業務でござります。

○初村委員 ここに組織図をいたしておりますけれども、この部門、今の蚕糸の一課、二課は今度どの部でやられるのですか。農産流通部などです。

○熊澤政府委員 ここに組織図をいたしてあります。二課は助成業務を担当いたしておりますけれども、この部門、今の蚕糸の一課、二課は今度どの部でやられるのですか。農産流通部などです。

○高木(賢)政府委員 新しい統合後の組織においては、農産流通部の農産流通第三課、ここが

ございましたけれども、今先生が御指摘になりました組織の合理化、これにつきましては管理部門の統合のほかに、それぞれの業務につきましても再編整備を図つております。新事業団におきましては九部二十五課一室という編成にいたしておりますけれども、従来の両事業団の部課数と比べますと、二部二課の削減ということにいたしております。

また、砂糖関係では、地方事務所の出張所は八ヵ所ござりますけれども、今後計画的に再編整備を進めるということにいたしております。そういうことで、管理部門の統合のほかにも業務体制の整備を図つたところでございます。

同時に、先ほど申し上げましたように、役員數

につきましては二十七人から二十人へ約四分の一の削減ということを行つております。また、職員につきましては、今後平成十三年度までに約一割の削減に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○初村委員 今二十五課一室ということでございまますけれども、その二つの事業団の今の数を数えますと二十七課一室なのですね。二つ課が減つた。当然ながら総務部の方は総務とか人事とか、資金課といふのが一緒になつてくるというふうに思うのです。

そこで、これは通告にありませんけれども、今

の蚕糸砂糖類価格安定事業団の中の蚕糸第一課と

第二課の役割を、違いつつ教えていただけませんか。これは課長さんで結構です。

○高木(賢)政府委員 一課は生糸の売買業務でござります。

○初村委員 ここに組織図をいたしてあります。

そこで、これは通告にありませんけれども、今

の蚕糸砂糖類価格安定事業団の中の蚕糸第一課と

第二課の役割を、違いつつ教えていただけませんか。これは課長さんで結構です。

○熊澤政府委員 七つの勘定でござりますけれども、それぞれの勘定は、現在、両事業団が法律に基づいて付与されている権能、業務を果たすための資金の収支のための勘定として、主として法律の業務の区分ごとに七つそれぞれ設けられている

わけでございます。

今回、両事業団を統合いたしまして新設の事業

団とするに際しまして、基本的には、現在の両事

業団がそれぞれの法律に基づきまして付与されて

いる業務をすべて引き継ぐということにいたして

それから、その二つ下にある農産振興部の農産振興第二課、ここが助成業務の担当に相なります。今三課の説明をいたしましたが、一課、二課は何をやるのか。それから、輸入農産部の一課、二課、農産振興第一課、二課は今お聞きしましたので、それぞれの各課の役割をちょっと後で教えてください。委員会中に教えていただきたい。

それから、局長さんにちょっとお聞きしますが、今両事業団で七つの勘定項目があります。一つは畜産物の価格の安定に関する勘定、債務保証に關する勘定、指定助成対象事業等に関する勘定、生糸の価格安定に関する勘定、砂糖類の価格安定に関する勘定、加工原料乳生産者補給交付金及び指定乳製品等の輸入、買い入れ、売り渡し等の業務に関する勘定、指定助成対象事業等に関する勘定、生糸の価格安定に関する勘定、砂糖類の価格安定に関する勘定、加工原料乳生産者補給交付金及び指定乳製品等の輸入、買い入れ、売り渡し等の業務に関する勘定、それから肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく業務に係る勘定、七つあるわけですが、これを統合しますと、各勘定、七つの勘定項目が果たして、ある面では経理部の第一課、第二課だけができるものなのかなどうか。

それから、将来的な各勘定の見通しですね。統合はしたけれども、勘定がもうでたらめになつた

というふうなことがないようにもちろんしなけれ

ばいかぬわけですが、その辺の見通しはどうでしょ

うか。

○熊澤政府委員 七つの勘定でござりますけれども、それぞれの勘定は、現在、両事業団が法律に

基づいて付与されている権能、業務を果たすため

の資金の収支のための勘定として、主として法律

の業務の区分ごとに七つそれぞれ設けられている

わけでございます。

今回、両事業団を統合いたしまして新設の事業

団とするに際しまして、基本的には、現在の両事

業団がそれぞれの法律に基づきまして付与されて

いる業務をすべて引き継ぐということにいたして

おります。したがいまして、法律に基づく勘定として、今回新設の事業団では同じように七つの勘定を設けて業務の実施を行うということにいたしております。

なお、経理でございますが、確かに従来の両事業団で、例えば畜産振興事業団では経理課と資金課、さらに蚕糸砂糖類価格安定事業団では経理一課、経理二課、資金課といふように分かれてございましたけれども、それが新事業団では経理の一課、第二課、資金課といふ三課に分かれておりましたが、経理面での処理につきましては、この経理部で統括的に業務の実施を行うわけでござります。

ただ、実際の業務につきましては、それぞれの担当部、担当課で実質的な業務を行うということ、経理面での混乱といふのは生じないというふうに考えております。

○初村委員 園芸局長さん、わかりましたか。教えてください。

○高木(賢)政府委員 先ほどの資料につきましては、今整理しておりますので、後ほどお答えいたします。

○初村委員 はい、わかりました。

もう一点ですが、これは細かく聞かせてください。ごめんなさいね、通告なしですから。

組織団をさつきいただきましたので聞かせていいただいておるのですが、例えば今蚕糸砂糖類価格安定事業団の中に経理第一課、第二課、二つ課が二つあります。これはどういうふうに分けておられますか。

○熊澤政府委員 現在の蚕糸砂糖類価格安定事業団の経理部の経理第一課におきましては砂糖関係の資金の管理、経理第二課におきましては蚕糸關係の資金の管理、経理第二課におきましては砂糖関係の資金の管理をやっているということでござります。

○初村委員 そうしますと、今度統合後に、経理部がまた経理第一課と第二課しかないですね。第三課があれば私は何となくわかるのですが、今度の統合後の経理第一課と第二課はどういう分担を

されますか。恐らく第一課が畜産事業団で、第二課が蚕糸砂糖類になりますか。

○熊澤政府委員 統合後の新事業団におきましては、現て、経理部の中の経理第一課におきましては、現在畜産振興事業団の経理課で所掌している畜産部門の勘定を所掌する。新設の事業団の経理第二課におきましては、現在の蚕糸砂糖類価格安定事業団の経理一課と経理二課を統合した形で、蚕糸及び砂糖類の勘定に係る事務を所掌するということにいたしております。

○初村委員 そうしますと、局長さん、統合をしていただきますと、局長さん、統合をしてしまつても、今ある蚕糸砂糖類価格安定事業団の経理は二つも要らなかつたのですよ。統合するから、第二課で今の事業団のをやりましようということでしよう。もともと、こういう事業団の統合の法律が出る前に、財政支出をもつと緊縮にやつていこうとか、あるいは事業団の内部で課をもつと統合しようとかという努力をすればこれはできていたのじゃないですか。

例えば蚕糸砂糖類価格安定事業団、今一課で砂糖のことをやつています、第二課で蚕糸のことをやつています、統合するから、新しい事業団の第二課でその事業団のを一つでやりますといふことでしょう。そういうふうになりませんか。これは僕は、統合後に一課、二課、三課あるのだから大らいいのです。ただ単純に、事業団と事業団がくつついで、体面上経理を一つにできない、一、二にしていた。その一つの事業団がもう一つの方と一緒になるから、第二でそのまま統合してやるんだ。そうすると、将来的にもしこれをもつと統合するとなれば、経理は一課も二課も要らないのじゃないですか。新しい事業団で一課、二課

が要るのですか。

○熊澤政府委員 確かに御指摘のような点もあるかと思いますが、新設の事業団におきましては従来の業務をそのまま引き継ぐということで、新設の事業団の業務量あるいは資金収支の量というものは、基本的には変わらないというふうに考えておりましても、これがいわゆる近年の着物離れというようなことによりまして、国内の生糸需要が年々減少しているということが一つでございます。

それからもう一つは、内外価格差といふことをありまして織物の輸入が増加しているということで、マーケットが小さくなる一方で強力な競争

したがいまして、ある意味で言えば、経理面について相当な業務を有する畜産と、他方蚕糸砂糖類価格安定に関します資金業務の、少なくとも二課は要るという判断でこの両課にしたわけでございます。

なお、御指摘のように、現在の蚕糸砂糖類価格安定事業団では経理一課、二課でできているではないかという御指摘もござります。同じようないふうな業務、資金の収支について引き継ぐわけではございませんけれども、そこは新設の課、経理第二課において、新課長のもと、鋭意合理的に業務を進めることで効率的な運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○初村委員 私もその職員の方の生首を切るといふふうなことはだめだというふうに思つていています。しかし、やはり事業団内部で、農林省主導のものでできるところは、やはり統合だと言われる前に、統合ができるところはどんどんやられたらどうでしょうか。御提案を申し上げたいというふうに思います。

それから蚕糸につきまして、私どもの党内でも蚕さんという言葉でいろいろ思ひ入れがある、小さいころの思い出があるといふうなお話をいただいたこともござりますけれども、例えば私ども地元のところの事業所も閉鎖をするといふうことがありました。国産品の蚕糸の動向といつたものをどういうふうに今後見通しをされておられるのか。ゼロになるということはないと思いますので、お伺いしたいと思います。

○高木(賢)政府委員 国内の蚕糸につきましては、二つの大きな問題に直面して大変厳しい状況にあると思っております。

一つは、生糸の需要先であります着物ですけれども、これがいわゆる近年の着物離れというようなことによりまして、国内の生糸需要が年々減少しているということが一つでございます。

それからもう一つは、内外価格差といふことをありまして織物の輸入が増加しているというこ

相手がいるという状況にあるわけでございます。しがいまして、この織物価格安定制度によりまして、系価の安定を図るというようなことで蚕糸業の経営の安定に努めてきたところでございます。

今後さらにはどうなるかということでございますが、やはり国際競争というもの、特に中国の生糸との競争というのが大変厳しい状況にあります。したがいまして、今後行政の適切な運営を図る、あるいは生産性の向上を図るということが重要でございますけれども、現在の中国糸などの輸入糸の価格水準を考慮いたしますと、これは裸の競争はもちろん、価格でストレートに競争するということはいろいろな手立てを講じてもなかなか難しい状況にあります。

そこで、今後は国産生糸につきましては、高品質化、銘柄化ということで輸入糸とのいわゆる差別化を図ることと、和装用需要を中心に高品質な織物の分野というところでの需要を安定的に確保するということが重要であるといふうに考えております。したがいまして、低コスト化と生産性の向上を図るということは当然でありますけれども、大きく二つの方向、すなわち高品質化、差別化といふものを通じました国産織・生糸の高付加価値化を追求するというのが一つの方針であります。

もう一つは、養蚕、製糸、紡業、これが一体となりまして、統一的な商品企画に基づいて生産販売を推進する、私どもはこれをブランド化の推進と考へておる次第でございます。

これが我が國蚕糸業の将来的な方向ではないかと考へておる次第でございました。

○初村委員 どうもありがとうございました。

これは事業団の方、本当に頑張つていただきたいという思いでいっぱいです。国内の畜産、畜糞、生糞それから砂糖、それぞれ日本にあるものですから、ぜひ事業団らしい力強い決意で臨んでいただきたいというふうに思つております。それから、先ほど出ました狂牛病につきまして、ちょっとお聞きをしたいと思うんですが、先ほど畜産局長さんから状況の説明はあつたというふうに思つておりますけれども、この狂牛病の原因、国内には発生してないというふうな安堵感を持つておりますが、原因は何だというふうにお考えですか。

○熊澤政府委員 狂牛病でございますけれども、牛の海綿状脳症というふうに言われておりますので、必ずしもそういうふうに言われておりますけれども、病原といふウイルス状のような細胞体ではないというふうにも言われております。

なお、今回の狂牛病が人のクロイツフェルト・ヤコブ病に転化したというイギリス政府の発表がございましたけれども、この要因といたしましては、英國において、従来、羊等の肉とか骨粉等がえさに使用されておりまして、それを食べた動物が狂牛病になり、その狂牛病の肉を食べたのが原因ではないかというふうに推察される、あるいはそれが原因で発病した可能性があるということを英國政府が発表したことでございます。

○初村委員 そうしますと、ちょっとと時間がないので、少しお聞きをしますけれども、十年前に北海道で羊のスクレイビー病が五十五頭出たというふうなことでありますけれども、日本国内で牛とか羊とか反する動物の、特に北海道のスクレイビー病のとは申しませんけれども、羊の骨粉を使つた飼料とかあるいはペットフードとかといったものがつくられております。

○熊澤政府委員 羊のスクレイビー病につきましては、これもヤコブ病あるいは狂牛病と同類型の

病気だと言われておりますけれども、羊から牛に感染をしたという事例は報告されていないというふうに承知をいたしております。

なお、日本におきますスクレイビー病の発病は、発症例は昭和五十九年にカナダから輸入した羊に例を見るわけですが、今先生が五十五頭とおっしゃいましたのは、五十九年以来一昨年までに発病し殺処分した羊の頭数の合計が五十五頭でございまして、ここ数年二、三頭の割合で発生をいたしておりましたけれども、私も昭和五十九年以来、このスクレイビー病の撲滅に力を入れてまいりまして、指導通達も三度発しておきました。

りまして、発病の届け出と殺処分、焼却処分を徹底してまいりましたのでございます。そういう効果もあって、ここ数年は二、三頭の発生、昨年は発生頭数がゼロという状態になつていてござります。

通常、日本では羊の内臓等を牛などのえさに使用するという例がほとんどございません。正確な数字は把握できませんけれども、ほとんど使っております。

なお、今回の狂牛病が人のクロイツフェルト・ヤコブ病に転化したというイギリス政府の発表がございましたけれども、この要因といたしましては、英國において、従来、羊等の肉とか骨粉等がえさに使用されておりまして、それを食べた動物が狂牛病になり、その狂牛病の肉を食べたのが原因ではないかというふうに推察される、あるいはそれが原因で発病した可能性があるということを英國政府が発表したことでございます。

○初村委員 そうしますと、ちょっとと時間がないので、少しお聞きをしますけれども、十年前に北海道で羊のスクレイビー病が五十五頭出たと同じ反する動物であります牛とか羊等のえさとしてアフリカで人間が人間を食べるというところをございます。

○初村委員 同種の動物のそいつた脊髄とか脳とか内臓とかいうのを食べるとなつて、アフリカで人間が人間を食べるというところでもヤコブ病が出てきたというふうな話を、きのうですか、ラジオでやつておりました。

そこで、私、今お話を聞いてというか答弁を聞かせていただきまして、要は、国内対策について、日本の国、例えば牛肉は大丈夫なんですよ、なかなかその垣根がはつきりいたしません。そういうふうに承知をいたしております。

日本にはイギリスから入つてきていませんよ。それから、例えば飼料についてもペットフードにしても、この前ですか、輸入を規制をしましたよ。それでも、この前ですか、輸入を規制をしましたよ。あるいは、輸入肉についても、イギリスに研究員を派遣したり、ある種の成果は上げてきているようになりますが、さらにそいつた面で、万が一の場合を考えますと、今委員御指摘のように、やはり我々には不安があるわう。私は、この狂牛病が対岸の火ではないというふうに思つています。ちょっとと例え悪いかもしませんけれども、エイズという話が出来ましたときの状況と何か似ているような気がいたします。農林省は厚生省であつてほしくないなという気もしております。

そこで、大臣ひとつ、ぜひこの研究につきましては、アリオンの話、今正常型のアリオンと異常型のアリオンの説明がなかったのですが、アリオンというのはもろ刃の剣ですから、悪質なアリオンの場合が病原体になつてゐるわけですから、も、こういつた研究に私はもつと日本も協力すべきではないか、国際協力をすべきではないかというふうに思つております。

例えば、今度の牛の処分の費用、これだけでも約三千二百億から四千八百億かかる。住専の処理よりは安いわけですけれども、そういつた、かなり金もかかる。それから、原因が発明されないと、いうことであれば、もし大臣があるいは農林省の方が、これはイギリスだけの話ではないぞ、ひとつしたら〇・〇〇〇〇一%でも可能性があるとすれば、私はこういつた研究にも国際協力をすべきではないかというふうに思つております。

○山本(徹)政府委員 狂牛病に関する試験研究の現状、それから、大臣からお話し申し上げましたけれども、今後の取り組みについて御説明させていただきます。

御案内のとおり、我が国においては狂牛病の発生はございませんで、狂牛病自体の試験研究はまだ現在我が方で研究している成果につきましては、事務局から御説明をさせたいと思います。

○山本(徹)政府委員 狂牛病が既に英国で以前から発生しているということは承知いたしております。一九九〇年から英國に國家畜衛生試験場の研究者が、狂牛病が既に英國で以前から発生していると、このことは承知いたしております。六年前、一九九〇年から英國に國家畜衛生試験場の研究者を派遣いたしまして、狂牛病の病気の臨床の経過また診断法について英國の研究者と共にして研究を実施してまいっております。

それから、狂牛病と類似の病気でござります牛のスクレイビーでござりますけれども、これは一九八四年以来国内での発生が少數ながらございましたものに積極的に、ぜひ農林省の予算を使ってでもやるべきではないかというふうに思つておりますけれども、どうでしょうか。

今農林省はどういう対処をされているのか。あるいは、できれば大原基金といいますか、こういふふうも予算委員会で、今委員の御指摘のような質問がございました。

人体への影響は厚生省、動物への影響は農林省と、こう簡単に割り切れるのでありますか、なか

今後の狂牛病、スクレイビーに対する研究の取

り組みをいたしましては、私ども国の家畜衛生試験場が中心となりまして、関係省庁と一緒になり、また海外の専門の研究者と十分連携をとりながら、これらの病気について海外の発生例の情報収集とまた調査研究、さらには前診断法の確立を含めました病気の迅速な診断技術の開発に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○初村委員 最後に、国内の輸入肉の消費が落ち込んでいるというふうな話を聞きをしております。原産国明示をちゃんとやったいたいということと、もう一つ、裏を返せば、国内牛の振興といいますか、畜産の振興に今こそ力を入れるべきではないかというふうに思っております。

そういう意味でぜひ、新しい事業団もできるようありますので、頑張っていただきたいというふうに思います。

最後に、農産園芸局長さん、どうもありがとうございました。以上でございます。

○松前委員長 藤田スミ君。

○松前委員 今回の畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団の統合は行政改革の一環として打ち出されたわけでありますが、実は、日本共産党は、一九八一年に同種業務の法人の統合整理を提起いたしまして、畜産振興、糖價安定、蚕系統合を求めた経緯を持っています。

これは、当時、第二臨調が行政改革の議論を行つていていた時期であります。私どもは、国民本位の行政改革により増税なしの財政再建の実現を提案し、特殊法人については、業務の改善、簡素化、統廃合により、浪費やむだの排除が可能として統合を提起したものであります。もちろん、私ども日本共産党は、この統合に伴つて関係する職員の皆さんが犠牲にされるようなことがあってはならないという立場であります。

そこで、まず最初に、今回の両事業団の統合によって、職員数を削減するようなことはしない、解雇はしない、その点を明確にしてください。簡潔にお答えください。

○熊澤政府委員 今回の両事業団の統合、新事業

団の設立に際しまして、現在両事業団に勤務している職員につきましては全員新事業団に引き継ぐということです。

今後の定員の問題につきましては、役員数について行いたいというふうに考えておりますが、それの削減に当たりましても、基本的には定年退職者の不補充を原則といたしまして新規の採用を抑制するという方向で、職員の強制的な解雇を伴うふうに考えております。

○藤田委員 それは当然の措置でありますから、そこで明確に約束をされたわけですから、その約束は守つていただきなければなりません。

○藤田委員 旧組織の統合や合併の際に間々起こる問題の一つに、旧組織の職員の労働条件の違いがあります。特殊法人の統合ですから、その労働条件に極端な差はないとしても、細部について違ひがあるのは当然のことであります。私は資料をいただいておられます。しかし、一つ言いませんが、定年退職日や勤務時間、休暇などに違いがあるようですが、また両事業団の職員の年齢構成の違いから、昇格、昇進についても差があるのかもしれません。これらは労使間でよく話し合つて決める問題ではありますけれども、両事業団の職員が統合によつて決して不利な条件を強いられることのないよう、事業団を十分指導監督していただきたいわけであります。いかがですか。

○熊澤政府委員 先生御指摘のとおり、現在の両事業団の給与体系、勤務条件、今先生がお挙げになりました勤務時間、休暇等につきまして、両事業団の過去の経緯もございまして、若干の差異があることはそのとおりでございます。

○藤田委員 次の問題に移ります。

○熊澤政府委員 私どもは、一九八一年に、先ほど御紹介いたしました法人の統合、整理を提案いたしました。だから、国民から非常に批判の強いいわゆる大

ことを計画いたしております。一つの事務所の中で両事業団の職員が一つになつて業務を運営するということになるわけでございます。そういうふうに考えております。

○藤田委員 大臣、私は今職員の問題で二つのことを確認いたしました。適切という最後のお言葉は、幾らか私のニュアンスと違うかもしれませんのが、私は、今回の統合によつて人減らしされることのないよう、平成十三年までにおおむね一割削減というのも、定年退職などの不補充という形で新規採用を抑制するという形で進めるもの、もう一つの問題は、労働条件がこれによつて悪化するというようなことはあつてはならないというふうに確認いたしました。

これは大臣としての御方針でもあるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○大原國務大臣 今畜産局長から答弁がありましたが、自然退職の範囲内で減員していく、それを新規採用と調整していく、こういうことであります。いわゆる首切りというのではなく、どういうふうに事務局は説明してくれています。私もそういう方針に間違いないと確信しております。

それから特殊法人の役員の俸給月額を見ますと、俸給月額が百三十一万九千円とするものが、さらに退職金を見ますと、これは蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団ですが、Aさんは一年七ヵ月で八十五万、端数を除きますが、八百十五万余りです。それからDさんは三年四ヵ月で一千三百三十二万円も退職金を受け取っています。畜産振興事業団の方も、一年十一ヵ月で退職された方が八百三十二万一千四百円。そして六年一ヵ月勤められた方は何と三千四百三十四万七千九百六十円。こんなにたくさん退職金を受けているわけですが、私の言つたことに間違ひありませんか。

○高木(勇)政府委員 お答え申し上げます。

務員出身者、特に農林水産省出身者で農林漁業金融公庫のところが、たしか八名中、農林水産省出身者四名というお話をしたが、これは時点の違いかもしれません、八年四月現在では三名というふうに私どもは承知しております。それ以外は先生おつしやられた数字でございますし、特に退職金については、一定の計算方法によつて、これは全特殊法人に共通でございますが、それによつて算定された金額というふうに理解をいたします。

○藤田委員 このいわゆる天下り役員の問題は、既に一九七九年の十二月十八日の閣議了解で役員選考基準の運用方針というものを出しておりまして、「全特殊法人の常勤役員については、国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とする。」こういうふうに言つてゐるわけです。なのに、あれから十七年、いまだにこれが是正されておりません。しかも、先ほどの退職金額、また俸給月額を聞いたら、一体国民は何と思うのでしょうか。

私は、この点についてはせひともその是正を行なべきじゃないかというふうに考えますが、大臣のお考へを聞かせてください。

○大原国務大臣 藤田委員が引用されました五十四年の閣議決定ですか、了解ですか、これは私も存じ上げております。実は私も与党プロジェクトのメンバーでこの議論をいたしまして、さらに昨年二月でございましたか、同じく五十四年の通達を確実に実施せよという官房長官の談話が発表されたわけでございます。

したがつて、我々としてはこの50%ラインというものはやはり確実に守つていかなければならぬ、これは閣議の方針でございますから、ぜひそういう水準に確保していくよう努力をしたい、こう思つております。

○藤田委員 せつかくの閣議の了解があるにもかかわらず、今回の両事業団の統合に伴う新事業団の役員も統合によつて四分の一の削減をする、こうおっしゃつておいでです。こう聞くと随分割減

したように聞こえますかが、果たしてそうでしょうか。新しい事業団の役員は、理事長のほか副理事長一人、理事十五人以内、監事二人以内となつてからという立場で進めていくという必要があるかもしれません、この点は大臣に御かれほど多い特殊法人はありません。畜産・蚕糖両事業団の役員の合計よりは少ないといふうにおつしやるかもしませんが、しかしこの役員数は私は異常だというふうに思うのです。非常に役員が多くて問題になつていて、国際協力事業団が二十三人以内になつています。このほか住宅・都市整備公団の合計が十九人以内です。そういうところに匹敵するような役員数になるわけでありまして、新事業団の役員については今後の検討事項だと思いますけれども、この役員の任命に当たつては実人員を極力抑えるということが大事なことでないでしょうか。私はこの点についてお答えを求める所です。

もう一つは、理事、監事について、常勤と非常勤をそれぞれ何人にする御予定ですか。

○熊澤政府委員 役員数でござりますが、二十七人を二十人にするということで、約四分の一のカットということを法案でお示ししているわけでございますが、お尋ねの常勤の役員につきましては、現在両事業団の法定の常勤の役員数が十七人でござりますけれども、予算定員では十五人といふふうに二名の実員の減を行つているわけでございませんが、さらには新設の今回の新事業団におきましては、常勤役員を一人とするつまり法定の常勤役員數十七人からは六人の減、予算の定数、実員の常勤役員からは四人の減ということで常勤役員の削減を図つてあるところでございます。

○藤田委員 これは、法律にはそう書いてあつたのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○松前委員長 これまで本件について討議に入りましたが、その結果、本件に対する賛成者はございませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入りました。

○松前委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○松前委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○松前委員長 これより本件について討議に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○松前委員長 本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

農畜産業振興事業団法案について採決いたしました。

○松前委員長 これにて本件は原案のまま限度いっぱいに置くという手はないわけですからといつて、別にその書かれてる人数をそのまま限度に保つていく努力をしたい、こう思つております。

○藤田委員 この閣議了解があるにもかかわらず、今回の両事業団の統合に伴う新事業団の役員も統合によつて四分の一の削減をする、こうおっしゃつておいでです。こう聞くと随分割減

大臣がおつしやつた新しい閣議の了解に基づく立場で、新たにつくる事業団ですから、最初からきちんとそういう立場で進めていくという必要があるんじゃないかなと思いますが、この点は大臣に御意見を求める所です。

○大原国務大臣 私、現在いる役員がどういう方で、どうなつておるという仕組みを十分わかっているわけではありませんが、昨年の二月の閣議の官房長官発言では、50%を超えてしまつている、五十四年に通達を出したにかかわらず60%ぐらいになつておる、これを50%水準に落とすようにという指令というか官房長官のお話がいるわけでございますので、これは五十四年通達の再確認という意味でござりますから、できるだけそういう線に沿つて努力をしてみたい、こう思っています。

一四

とおり可決すべきものと決しました。

○松前委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君外三名から、自由民主党、新進党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけの共同提案による附帯議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。増田敏男君。

○増田敏男君 新進党的増田敏男です。

私は、自由民主党、新進党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけを代表して、農畜産業振興事業団法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申上げます。

私は、自由民主党、新進党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけを代表して、農畜産業振興事業団法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農畜産業振興事業団法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

農畜産業振興事業団法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

農畜産業振興事業団と畜糞砂糖類価格安定事業団との統合が行政改革の一環として行われることにかんがみ、管理部門の一本化等組織の合理化を適切に実施し、従来の業務に支障を來さぬよう配意しつつ可能な限りの効率的な運営に努めること。

二 畜産物・繭糞・砂糖の価格安定制度については、品目の特性に配慮した円滑な運用を図ることとともに、制度に係る情報を十分国民に提供すること。

三 新たに行われる砂糖類関係の業務については、国内生産者、関連産業のみならず、国民生活、消費者の面にも配慮した内容となるよう努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承認のところ思つますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○松前委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○松岡利勝君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○松前委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣大原一三君。

○大原國務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後 最善の努力をいたしてまいります。

○松前委員長 お詔りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○松前委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

[報告書は附録に掲載]

○松前委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十分散会

農畜産業振興事業団法
農畜産業振興事業団法

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 役員等(第十四条—第二十七条)

第三章 業務(第二十八条—第三十条)

第四章 財務及び会計(第三十一条—第四十四

条)

第五章 監督(第四十五条—第四十六条)

第六章 雜則(第四十七条—第五十条)	第七章 罰則(第五十一条—第五十四条)
<p>第一 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 農畜産業振興事業団は、主要な畜産物、繭及び生糸並びに砂糖について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における価格の安定に必要な業務を行うとともに、あわせて乳業者等の經營に要する資金の調達の円滑化、畜産の振興に資するための事業に対する助成等に必要な業務を行い、もつて農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(法人格)</p> <p>第二条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。</p> <p>2 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。</p> <p>(資本金)</p> <p>第四条 事業団の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により出資があつたものとされた金額とする。</p> <p>2 事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。</p> <p>(出資)</p> <p>第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。</p> <p>1 乳業者(畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第五条第一項の乳業者をいう。次号及び第三号において同じ。)</p> <p>2 乳業者が組織する中小企業等協同組合</p>	<p>附則</p> <p>第一 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合連合会</p> <p>四 生乳生産者団体(畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。)</p> <p>五 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>六 製糸業者(製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者又は器械玉糸製造業を営む者に限る。次号において同じ。)</p> <p>七 製糸業者が直接又は間接の構成員となつてゐる商工組合、商工組合連合会又は中小企業等協同組合</p> <p>六 条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に對抗することができない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第十二条 事業団でない者は、農畜産業振興事業団という名称を用いてはならない。</p> <p>(登記)</p> <p>第十三条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第十四条 事業団に役員として、理事長一人、副理事長一人、理事十五人以内及び監事一人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。</p> <p>2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。</p> <p>4 監事は、事業団の業務を監査する。</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると</p>

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合連合会	三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会
4 資者の持分の譲渡しを受けることができない。	4 資者の持分の譲渡しを受けることができない。
5 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出	5 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出
6 資者の持分の譲渡しを受けることができない。	6 資者の持分の譲渡しを受けることができない。
7 出資者の持分の譲渡しを受けることができる。	7 出資者の持分の譲渡しを受けることができる。

3 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出	3 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出
4 資者の持分の譲渡しを受けることができない。	4 資者の持分の譲渡しを受けることができない。
5 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出	5 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出
6 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出	6 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出
7 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出	7 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出

認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十六条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十七条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任命)

第二十条 理事長及び副理事長は、理事又は監事を事業団を代表する。

益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長及び副理事長は、理事又は監業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十四条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

(役員の解任)

第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
三 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第二十条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第二十一条 事業団と理事長又は副理事長との利

(業務の範囲) 第三章 業務

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 畜産物の価格安定等に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く)の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ 生乳生産者団体の申出により、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあせんを行うこと。

二 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。

三 農畜産物の価格安定等に関する法律第十三条の規定により、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

二 農畜産物の価格安定等に関する法律第十三条の規定により、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

三 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるもの(以下「指定助成対象事業」という)についてその経費を補助し、又は適用される。

四 農業生産者団体の公務員たる性質

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらに職員があつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の秘密保持義務)

第十七条 第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらに職員があつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員の兼職禁止)

第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に從事する職員とみなす。

第二十一条 事業団と理事長又は副理事長との利

- イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと。(ロ又はハの業務に該当するものを除く)。
- ロ 委託を受けて、乾糸を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。
- ハ 生糸の輸入、繭糸価格安定法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。
- 七 第一項に規定する輸入によつて保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

- 八 イからハまでの業務に伴う生糸又は繭の保管を行うこと。
- 九 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)の規定により次の業務を行うこと。
- 一 生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。
- 二 イからハまでの業務に伴う生糸又は繭の保管を行うこと。
- 三 主要な畜産物の輸入及び砂糖類(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号))第二条第四項に規定する砂糖類をいう。以下同じ)及びその原料作物の生産及び販売を行うこと。
- 四 通関する情報の収集、整理、及び提供を行うこと。
- 五 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 七 第三十九条第一項に規定する蚕糸振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るために事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うこと。

二 第四十条第一項に規定する糖価安定資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖類及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びそれに附帯する業務を行うこと。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 飲用牛乳、乳製品、食肉、鶏卵その他政令で定める主要な畜産物の需要の増進に関する業務を行うこと。

二 生糸の流通の円滑化を図るために生糸の買入、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うこと。

三 事業団は、第二項各号又は前項第二号の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第四十一条 事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができること。

一 前条第一項第一号イの業務(買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。)については、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第一項第六号の事業を行なう農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する者

二 前条第一項第二号の業務(債務の保証の決定を除く。)については、都道府県農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行なう農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関

三 前条第一項第三号の業務(補助金の交付及び出資の決定を除く。)については、都道府県その他農林水産大臣の指定する者

四 前条第一項第四号への生糸の輸入に関する

2 業務については、輸入業者書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

第三十二条 事業団は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号の業務、同項第六号の業務(主要な畜産物に係るものに限る)及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項第一号の業務

二 第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務

三 第二十八条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

四 第二十八条第一項第四号の業務、同項第六号及び第三項第二号の業務並びに同条第二項第一号及び第三項第二号の業務

五 第二十八条第一項第五号の業務、同項第六号の業務(砂糖類及びその原料作物に係るものに限る)及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号及び第三項第二号の業務

(業務方法書)

第三十三条 事業団は、事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十四条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に關し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類を、それと、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者又は同条第五号から第七号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

(財務諸表)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十六条 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還しきれないときは、資金の償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えるこ

一 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(次号の金額を除く。)前項第一号から第三号までに掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律第四十八条第二項の規定により同法第三十八条第一項第五号の業務に係る同法第四十八条第一項第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(次号の金額を除く。)前項第一号の業務に係る勘定における勘定の額が前項第二号の業務に係る勘定の額があつたものとされた金額及び第五条第五号から第七号までに掲げる者が出資する金額(前項第四号の業務に係る勘定

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し、又は出資者に送付するときには、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又是その要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十八条 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還しきれないときは、資金の償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えるこ

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第三十一条第一項第一号から第三号までの業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く)について保証することができる。

(交付金の交付)

第三十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第二十八条第一項第三号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額(国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第二十四条第一項(同法附則第三条第七項において準用する場合を含む。)又は同法第二十九条第一項(同法附則第四条第七項において準用する場合を含む。)の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより同法第三条に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。)に相当する金額を交付するものとする。

(畜産助成資金)

第三十八条 事業団は、前条第一項の規定により交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金

として管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利子等の運用利益金その他の当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(畜糞業振興資金)

第三十九条 事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に、畜糞業振興資金を置くことができる。

2 事業団は、畜糞業振興資金に係る経理については、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、畜糞価格安定法第十二条の十一第一項の規定による売渡し及び同法第十二条の十

三第一項の規定による売戻しの対価の差額を畜糞業振興資金に充てるものとする。

4 事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する

残余の額があるときは、同項の規定にかかる

ず、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を畜糞業振興資金に充てる

ことができる。

5 畜糞業振興資金の運用によって生じた利子そ

の他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、畜糞業振興資金に充てるものとする。

6 畜糞業振興資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第一項第一号

の業務に必要な経費に充てる場合並びに畜糞価格安定法第十二条の十一第一項の規定による買入れ及び同法第十二条の十三第一項の規定によ

る売戻しの業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(畜糞助成資金)

第四十条 事業団は、第三十一条第一項第五号の

する。

2 事業団は、糖価安定資金に係る経理については、第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡し及び同法第九条第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち同法第十条第一項第一号に規定する売戻しの価格(同法第三十条第一項の規定による告示が行われた場合において、同法第三十一条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しがされるときは、当該売戻しの価格により売戻しがされるものについての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額中当該売渡しの価格(当該指定糖が混合糖から同法第八条第二号に掲げる額を控除して得た額)と安定下限価格(同法第十条第一項第一号の安定下限価格(混合糖については、当該安定下限価格に砂糖含有率を乗じて得た額)をいう。)との差額に係る部分を糖価安定資金に充てるものとする。

4 事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する

残余の額があるときは、同項の規定にかかる

ず、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を畜糞業振興資金に充てる

ことができる。

5 畜糞業振興資金の運用によって生じた利子そ

の他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、糖価安定資金に充てるものとする。

6 糖価安定資金は、次条の規定により運用する場合のほか、次に掲げる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

一 砂糖の価格安定等に関する法律第六条第二

項の規定による買入れ及び当該買入れに係る

指定期に係る同法第九条第一項の規定による売戻しの業務に要する費用(同法第五条第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての同法第九条第一項の規

定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。)に充

えるものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用)

第四十三条 事業団が第二十八条第一項第三号の

業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に

対して交付する補助金とみなして、補助金等に

係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百七十九号)の規定(第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。)を準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「農畜産業振興事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「農畜産業振興事業団の理事長」と読み替

えるものとする。

(農林水産省令への委任)

第四十四条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に

に規定するものとされた収入のうち前事業年度の収入の額

に相当する額の範囲内において、第二十八条第一項第六号の業務砂糖類及びその原料作物に係るものに限る。)及びこれに附帯する業務並びに同条第二項第二号の業務に必要な経費に充てる場合

2 前項の規定により補助金等に係る経費を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

3 事業団は、地方債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

一 国債、地方債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

2 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定に

より事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税若しくは土地の取得に対しても課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第六条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で畜産振興事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第十条 この法律の施行の際現に農畜産業振興事業団という名称を使用している者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一条 事業団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかるらず、その成り立の日に始まり、平成九年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
(増資)

第十三条 事業団は、当分の間、第五条第一号から第四号までに掲げる者の出資する額が五億円に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくとも、その資本金を増加することができる。ただし、第五条第一号から第四号までに掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

(区分経理の特例)

第十四条 事業団は、当分の間、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を超えない額を第三十一条第一項第一号の業務

に係る勘定に繰り入れることができる。

2 第五十条の規定は、前項の承認をしようとする場合に準用する。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の廃止)

第十五条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法は、廃止する。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 旧事業団法(第十六条、第十七条及び第二十五条を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 蚕糸砂糖類価格安定事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第十五条の規定の施行後も、なお従前の例によること。

2 前項の規定により従前の例によることとされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 畜産物の価格安定等に関する法律の一一部改正

第十九条 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次

(畜産物の価格安定等に関する法律の一一部改正)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置(第三条・第十二条)

第三章 債務の保証(第十三条)

第四章 雜則(第十四条・第十五条)

第五章 訴則(第十六条・第十七条)

附則

るに改める。

「第二章 安定価格等」を「第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置」に改める。

第六条第六項中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)」に改め、同条第七項中「畜産振興事業団」を「事業団」に改める。

第三節の節名並びに同章第四節から第六節までを削る。

第七条を削る。

第三章を削る。

第四章の章名、同章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに同章第四節から第六節までを削る。

第五章を第四章とする。

第六十九条を削る。

第六十条を第五章とする。

第六十一条を削る。

第六十二条を削る。

第六十三条を削る。

第六十四条を削る。

第六十五条を削る。

第六十六条を削る。

第六十七条を削る。

第六十八条を削る。

第六十九条を削る。

第七十条を削る。

第七十一条を削る。

第七十二条を削る。

第七十三条を削る。

第七十四条を削る。

第七十五条を削る。

第七十六条を削る。

第七十七条を削る。

第七十八条を削る。

第七十九条を削る。

第八十条を削る。

第八十一条を削る。

第八十二条を削る。

第五章を第四章とする。

第六十五条及び第六十六条を削る。

第六十七条第一項中「第六十四条第一項」を「前条第一項」に改め、第六章中同条を第十六条とすると。

第六十八条中次の各号の一に該当する場合には「第八条、第九条ただし書又は第十条の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたときは」に改め、各号を削り、同条を第十七条条とする。

第六十九条を削る。

第七十条を削る。

第七十一条を削る。

第七十二条を削る。

第七十三条を削る。

第七十四条を削る。

第七十五条を削る。

第七十六条を削る。

第七十七条を削る。

第七十八条を削る。

第七十九条を削る。

第八十条を削る。

第八十一条を削る。

第八十二条を削る。

第八十三条を削る。

第八十四条を削る。

第八十五条を削る。

第八十六条を削る。

第八十七条を削る。

第八十八条を削る。

第八十九条を削る。

第九十条を削る。

第九十一条を削る。

第九十二条を削る。

第九十三条を削る。

第九十四条を削る。

第九十五条を削る。

第九十六条を削る。

第九十七条を削る。

第九十八条を削る。

第九十九条を削る。

第一百条を削る。

第三条の見出し中「畜産振興事業団」を「農畜

産業振興事業団」に改め、同条第一項中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に、「畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律)」百八十三条。以下「法」という。)第三十八条第
一項及び第二項」を「農畜産業振興事業団法(平成八年法律第号。以下「事業団法」とい
う。)第二十八条第一項から第三項まで」に改め
る。

第十三条第一項中「法第二条第三項」を「畜產物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律)」百八十三条。以下「法」という。)第二条第三項」に改める。

第十四条中「法第三十八条第一項第一号、第二号及び第四号」を「事業団法第二十八条第一項第一号イ、ロ及びニ」に、「同項第六号及び第七号」を「同項第三号及び第六号」に、「法第三十八条第二項に規定する」を「事業団法第二十八条第三項第一号」に改める。

第十五条第一項中「以下「特別措置法」とい
う。」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の
一条を加える。

(事業団法の適用)

第十五条の二 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八
条第三項中「前二項の規定により行う業務」とあるのは「前二項の規定により行う業務」及
肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「特別措
置法」という。)第三条第一項に規定する業
務」と、事業団法第三十一条第一項中「業務ご
とに」とあるのは「業務」と及び特別措置法第
三条第一項に規定する業務について」と、事
業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは
「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定す
る業務に係る勘定」と、事業団法第三十七条
第一項中「以下同じ。」とあるのは「以下同
じ。(食肉(当該家畜を含む。)に係るものと
除く。)」と、事業団法第三十八条第一項中「交
付金を第二十八条第一項第三号の業務」とあ

るは「交付金にあっては第二十八条第一項
第三号の業務(食肉(当該家畜を含む。)に係
るものと除く。)」と、「資金として」とあるの
は「資金として、特別措置法第十四条の規定
により交付を受けた交付金にあっては特別措
置法第十六条第一項の規定により特別措置法
第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(當
該家畜を含む。)についての第二十八条第一項
第三号の業務に必要な経費の財源に充てて
るものとしてこれらの業務に係る第三十一条
第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉につい
ての第二十八条第一項第一号イ、ロ若しくは
二の業務(これらは業務に附帯する業務を含
む。次項において同じ。)食肉(当該家畜を含
む。)についての同項第六号の業務(これに附
帯する業務を含む。次項において同じ。)若し
くは食肉についての同項第三項第一号の業務
に必要な経費の財源に充てるための資金とし
て、それぞれ」と、「当該資金の運用によつて
とあるのは「前条第一項の規定により交付を
受けた交付金に係る資金の運用によつて」と、
同条第二項中「第二十八条第一項第三号の業
務」とあるのは「前条第一項の規定により交付
を受けた交付金に係る資金にあっては第二十
八条第一項第三号の業務(食肉(当該家畜を含
む。)に係るものと除く。)」と、「場合に限り」
とあるのは「場合に限り」特別措置法第十四
条第一項中「法第四十八条第一項」を「事業団法
第三十一条第一項」に、「法第三十八条第一
項第六号」を「事業団法第二十八条第一項
第三号」に、「前条第二項を「前条」に、「法第五
十四条の三第一項」を「事業団法第三十八条第一
項」に、「特別の勘定」を「勘定」に改め、同条第二
項中「法第四十八条第一項」を「事業団法第三十
一条第一項」に、「法第三十八条第一項第六号」
を「事業団法第二十八条第一項第三号」に、「特
別の勘定」を「勘定」に改める。

(内用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)
定により特別措置法第三条第一項に規定する
業務若しくは食肉(当該家畜を含む。)につ
いての第二十八条第一項第三号の業務に必要な
経費の財源に充てるものとしてこれらの業務
は指定食肉についての第二十八条第一項第一
号イ、ロ若しくは二の業務、食肉(当該家畜を
含む。)についての同項第六号の業務若しく
は食肉についての同項第三項第一号の業務に
必要な経費に充てる場合に限り、それぞれ

と、事業団法第四十三条中「業務として交付
する補助金」とあるのは「業務として交付する
補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の
業務として交付する生産者補給交付金若しく
は同項第二号の業務として交付する生産者積
立助成金」と、「当該補助金」とあるのは「当該
補助金又は生産者補給交付金若しくは生産者
積立助成金」と、事業団法第四十五条第二項
中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあ
るのは「砂糖の価格安定等に関する法律又
は特別措置法」と、事業団法第四十六条第一
項「又は砂糖の価格安定等に関する法律」と
あるのは「砂糖の価格安定等に関する法律」と
又は特別措置法」と、「第二十九条第一項」と
あるのは「第二十九条第一項若しくは特別措
置法」と、「第二十九条第一項」と、事業団法第五十三
条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」
とあるのは「第二十八条第一項から第三項ま
で又は特別措置法第三条第一項」とする。

第三十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和
三十九年法律第百九十五号)の一部を次のように
改正する。

第二十四条第二項中「蚕糸砂糖類価格安定事
業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、「畜
産業振興事業団」を削る。

(閑税暫定措置法の一部改正)

第三十六条 閑税暫定措置法昭和三十五年法律
第三十六条号の一部を次のように改正する。

第七条の三 第二項第二号中「畜産振興事業団」
を「農畜産業振興事業団」に改め、同項第四号中

「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興
事業団」に改める。

別表第一 第〇四・〇一項から第〇四・〇五項
までの規定中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興
事業団」に改める。

別表第一 第五〇一・〇〇号の二中「蚕糸砂
糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」
に改める。

別表第四四五〇〇一・〇〇号の二中「蚕糸砂
糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」
に改める。

別表第一 第五〇一・〇〇号の二中「蚕糸砂
糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」
に改める。

農畜産業振興事業団法(平成八年法律第号)

(法人税法の一部改正)

第三十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 旧特別措置法の規定によりした処
分、手続その他の行為は、新特別措置法の相
当規定によりした処分、手續その他の行為とみな
す。

第三十四条 附則第三十二条の規定の施行前にし
た行為に対する罰則の適用については、なお從
前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第三十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四
号)の一部を次のように改正する。

別表第二 第二号の表蚕糸砂糖類価格安定事
業団の項及び畜産振興事業団の項を削り、農水產
業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように
加える。

第三十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和
三十九年法律第百九十五号)の一部を次のように
改正する。

農畜産業振興事業団法(平成八年法律第二号)	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第二号)
-----------------------	-----------------------

(印紙税法の一部改正)
第三十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。

別表第三畜産物の価格安定等に関する法律
(昭和三十六年法律第百八十三号)第三十八条
第一項第五号(業務の範囲)の業務に関する文書
の項を削り、特定通信・放送開発事業実施円滑化
法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第一
号(通信・放送機構の業務の特例)の業務及び
電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第
二十七号)第六条第一号(通信・放送機構の業務
の特例)の業務に関する文書の項の次に次によ
うに加える。

農畜産業振興事業団法(平成八年法律第二号)	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第二号)
-----------------------	-----------------------

(消費税法の一部改正)

第四十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)
の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表畜糸砂糖類価格安定事業
団の項及び畜産振興事業団の項を削り、農水產
業協同組合貯金保険機構の項の次に次によ
うに加える。

農畜産業振興事業団法(平成八年法律第二号)	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第二号)
-----------------------	-----------------------

(地方税法の一部改正)

第四十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百
二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「畜産振興事
業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業
振興事業団」に改める。
(農林水産省設置法の一部改正)

第四十二条 農林水産省設置法(昭和二十四年法
律)

理由
特殊法人の整理合理化を推進し、農産物の価格
安定業務の効率的な運営を図るため、農畜産業振
興事業団を設立し、主要な畜産物、繭及び生糸並
びに砂糖の価格の安定、乳業者等の経営に要する
資金の調達の円滑化、畜産の振興に資するための
事業に対する助成等に必要な業務を行わせるとと
もに、畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事
業団を解散する必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。